国有林の地域別の森林計画新旧対照表(案)

(中部山岳森林計画区)	(下線部分は改正部分)
次期計画	現行計画
中部山岳国有林の地域別の森林計画書	中部山岳国有林の地域別の森林計画書
(中部山岳森林計画区)	(中部山岳森林計画区)
	_(変更)
	(ATHORT 1 O DATE)
計画期間	計画期間
自 <u>令和 8</u> 年 4月 1日 至 <u>令和18</u> 年 3月31日	自 <u>令和 3</u> 年 4月 1日 至 <u>令和13</u> 年 3月31日
工 <u>177HIO</u> 干 0/10IH	王 [7][1] - 0/101日
大照序内郊本状 等 理具	************************************
林野庁中部森林管理局	林野庁中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画(計画期間:令和8年4月1日~令和18年3月31日までの10ヵ年計画)は、森林法第7条の2の規定に基づき、林野庁中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。	森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この 国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。 今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関る計画を変更するものである。 この変更は、令和7年4月1日に効力を生じるものとする。
(利用上の注意) ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。 ② 0は、単位未満のものである。	(利用上の注意) ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。 ② 0は、単位未満のものである。

目 次

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- (1) 位置及び面積
- (2) 自然的背景
- (3) 社会経済的背景
- (4) 森林・林業の動向等
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
- (1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方
- (2) 森林の整備及び保全の重点事項
- (3) 林道等及び治山施設の整備

Ⅱ 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針
- (2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
- 2 その他必要な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法
- (2) 立木の標準伐期齢
- (3) その他必要な事項
- 2 造林に関する事項
- (1) 人工造林に関する事項
- (2) 天然更新に関する事項
- (3) その他必要な事項
- 3 間伐及び保育に関する事項
- (1) 間伐の標準的な方法
- (2) 保育の標準的な方法
- (3) その他必要な事項

目 次

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- (1) 位置及び面積
- (2) 自然的背景
- (3) 社会経済的背景
- (4) 森林・林業の動向等
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
- (1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方
- (2) 森林の整備及び保全の推進方向
- (3) 森林の整備及び保全の重点事項
- (4) 林道等及び治山施設の整備

Ⅱ 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針
- (2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
- 2 その他必要な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法
- (2) 立木の標準伐期齢
- (3) その他必要な事項
- 2 造林に関する事項
- (1) 人工造林に関する事項
- (2) 天然更新に関する事項
- (3) その他必要な事項
- 3 間伐及び保育に関する事項
- (1) 間伐の標準的な方法
- (2) 保育の標準的な方法
- (3) その他必要な事項

- 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (2) その他必要な事項
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
- (3) 林産物の搬出方法等
- (4) その他必要な事項
- 6 森林施業の合理化に関する事項
- (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
- (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
- (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
- (4) その他必要な事項
- 第4 森林の保全に関する事項
- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
- (4) その他必要な事項
- 2 保安施設に関する事項
- (1) 保安林の整備に関する方針
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針
- (3) 治山事業の実施に関する方針
- (4) その他必要な事項
- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- (2) その他必要な事項
- 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
- (1) 森林病害虫等の被害対策の方針
- (2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)
- (3) 林野火災の予防の方針
- (4) その他必要な事項
- 第5 計画量等
- 1 伐採立木材積
- 2 間伐面積

- 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (2) その他必要な事項
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え 方
- (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
- (4) その他必要な事項
- 6 森林施業の合理化に関する事項
- (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
- (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
- (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
- (4) その他必要な事項
- 第4 森林の保全に関する事項
- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
- (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
- (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方

法

- (4) その他必要な事項
- 2 保安施設に関する事項
- (1) 保安林の整備に関する方針
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針
- (3) 治山事業の実施に関する方針
- (4) その他必要な事項
- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- (2) その他必要な事項
- 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
- (1) 森林病害虫等の被害対策の方針
- (2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)
- (3) 林野火災の予防の方針
- (4) その他必要な事項
- 第5 計画量等

- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画
- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
- (3) 実施すべき治山事業の数量
- 第6 その他必要な事項
- 1 保安林その他制限林の施業方法
- 2 その他必要な事項
- (1) 森林整備への多様な主体の参加
- (2) 木材利用の拡大
- 別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法
- 1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能 の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 別表 2 鳥獣害防止森林区域

- 1 伐採立木材積
- 2 間伐面積
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画
- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
- (3) 実施すべき治山事業の数量
- 第6 その他必要な事項
- 1 保安林その他制限林の施業方法
- 2 その他必要な事項
- (1) 森林整備への多様な主体の参加
- (2) 木材利用の拡大
- 別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法
- 1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能
 - の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (1)土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 別表2 鳥獣害防止森林区域

次期計画	現行計画
I 計画の大綱	I 計画の大綱
1 森林計画区の概況	1 森林計画区の概況
(1) 位置及び面積 全国森林計画の信濃川広域流域に属する本計画区は、長野県の北西部に位置し、松本市等 4市1町8村からなり、通称「中信地方」と呼ばれる区域である。その区域面積は298千ha	

で、長野県全体 1,356 千 ha の 22%を占めており、そのうち、国有林の対象とする森林の区域面積は、99 千 ha で 4 市 5 村に所在している。

計画区の北部は新潟県と接し、東部は千曲川下流森林計画区及び千曲川上流森林計画区 に接している。また、南部は木曽谷森林計画区及び伊那谷森林計画区に接し、西部は富山 県の神通川森林計画区及び岐阜県の宮・庄川森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア気候

本計画区の気候は、典型的な日本海側気候を示す北部と中央高地式気候を示す南部に二分され、北の雨飾山等の周辺地域は冬期の降雪量が多く豪雪地帯となっている。

イ地形

本計画区の西部には飛騨山脈が北から南にかけ連なっている。また、本計画区の北部から東部は、雨飾山、蕎麦粒山、冠着山、美ヶ原等に囲まれている。

これら<u>の</u>山々から中央に向<u>か</u>い、南部の木曽方面から奈良井川、西部<u>の上高地方面</u>から梓川、北西部の大町方面から高瀬川が合流して犀川となって北東へ流れて<u>おり、</u>この合流点を中心に肥沃な松本平(安曇野)を形成している。また、北部では堀川が北へ流れ、日本海に注いでいる。

<u>犀川と姫川の</u>西側は起伏の大きい急傾斜地が多く、東側は北部の一部と美ヶ原、鉢伏山周辺の起伏の大きい急傾斜地を除き、大部分は起伏の少ない傾斜地となっており、一部は丘陵的な地形も見られる。

ウ地質

本計画区の中央部を南北に「糸魚川〜静岡構造線」が縦断しており、この断層線を境とした地質構造の層位は極めて対照的である。断層線の西側には花崗岩類及び古生層の砂岩、粘板岩、チャート等が広く分布し、東側には新第三紀の時代の砂岩と火成岩の閃緑岩

298 千ha で、長野県全体1,356 千ha の22%を占めており、そのうち、国有林の対象とする森林の区域面積は、99 千ha で4市5村に所在している。

計画区の北部は雨飾山 (1,963m)、天狗原山 (2,197m) 等の稜線を挟んで新潟県と接し、東部は千曲川下流森林計画区及び千曲川上流森林計画区に接している。

また、南部は木曽谷森林計画区及び伊那谷森林計画区に接し、西部は白馬岳(2,932 m)、鹿島槍ヶ岳(2,889m)、三俣蓮華岳(2,841m)、槍ヶ岳(3,180m)、奥穂高岳(3,190m)、乗鞍岳(3,026m)等の稜線を挟んで富山県の神通川森林計画区及び岐阜県の宮・庄川森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア気候

本計画区の気候は、典型的な日本海側気候を示す北部と中央高地式気候を示す南部に二分され、北の雨飾山等の周辺地域は冬期の降雪量が多く豪雪地帯となっている。 平成27~令和元年の気象観測データによると、最高気温は37.2℃ (穂高) に対し、最低気温は-18.2℃ (奈川)、年平均気温は8.8℃ (奈川) ~12.8℃ (松本)、年間降水量は1,059 mm (松本) ~1,887 mm (奈川)、1日の最大降雪量は19 cm (松本) ~34 cm (白馬) となっている。

イ地形

本計画区の地形は、西部は飛騨山脈が北から南にかけ連なり、北部から東部にかけては、雨飾山、蕎麦粒山、冠着山、美ヶ原等に囲まれている。

これら<u>に囲まれた</u>山々から中央に向い、南部の木曽方面から奈良井川、西部<u>の山</u> <u>岳</u>から梓川、北西部の大町方面から高瀬川が合流し、犀川となって北東へ流れて<u>い</u> <u>る</u>。

この合流点を中心に肥沃な松本平 (安曇野) を形成し、北部の半分は姫川となって北へ流れ、日本海に注いでいる。

各河川の平地流入部では扇状地もみられるが、主にこの両河川の西側は、飛騨山脈の起伏の大きい急斜面が多く、東側は北部の一部と美ヶ原、鉢伏山周辺の起伏の大きい急傾斜地を除き、大部分は起伏量の少ない傾斜地となっており、一部は丘陵的な<u>箇所</u>も見られる。

ウ地質

本計画区は、日本列島の地質構造を区分するうえで重要な「糸魚川〜静岡構造線」を含み、計画区の中央部を南北に縦断している。

類が分布している。この新第三紀層は固結が弱く断層の影響を受けて、地層がしゅう曲、破断されている。

工 十壌

本計画区には、褐色森林十群及びポドゾル群が広く分布する。

褐色森林土は比較的標高の低い山腹から沢沿いに分布し、適間性褐色森林土及び弱湿性 褐色森林土が多く見られるが、一部に乾性褐色森林土等の乾性土壌が出現する。

ポドゾル化土壌は、高瀬川上流以南には湿性腐植型弱ポドゾル化土壌が、以北には乾性弱ポドゾル化土壌が多く見られる。

(3) 社会経済的背景

ア交通

本計画区の交通網について、鉄道は、南部に JR 中央本線が東西に通じ、塩尻駅から東京、名古屋方面に伸びている。また、塩尻駅から長野方面へ JR 篠ノ井線が伸びており、途中の松本駅からは JR 大糸線が森林計画区に沿うように糸魚川方面に連絡している。また、アルピコ交通上高地線が松本駅から新島々駅へ伸びている。

道路は、高速道路の長野自動車道が長野方面に通じている。国道は19号が長野方面、名 古屋方面に、147号が糸魚川方面に、143号や254号が東信方面に、158号が高山方面に、 406号が北安曇野地域から長野方面に通じ、これらに沿って多くの主要地方道が縦横に整備されている。

空路は、信州まつもと空港から、国内線(札幌、大阪、神戸、福岡便)が運行されている。

<u>イ</u> 人口の動向

本計画区の人口等は次表のとおりである。

この断層線を境とした地質構造の層位は極めて対照的である。断層線の西側には花 崗岩類及び古生層の砂岩、粘板岩、チャート等が広く分布し、東側には新第三紀の時 代の砂岩と火成岩の閃緑岩類が分布している。この新第三紀層は固結が弱く断層の影響を受けて、地層がしゅう曲、破断されている。

エー十壌

本計画区の土壌は、褐色森林土群及びポドゾル群が広く分布する。褐色森林土については比較的標高の低い山腹から沢沿いに分布し、適間性褐色森林土(BD)及び弱湿性褐色森林土(BE)が多く見られるが、一部に乾性褐色森林土(BA、BB)等の乾性土壌が出現する。

ポドゾル化土壌は、高瀬川上流以南には湿性腐植型ポドゾル化土壌 (PW(h)III)が、以北には乾性ポドゾル化土壌 (PDIII)が多く見られる。

(3) 社会経済的背景

ア交通

本計画区の交通網について、鉄道は、南部に JR 中央本線が東西に通じ、塩尻駅から東京、名古屋方面に伸びている<u>ほか、</u>JR 篠ノ井線が長野方面へ伸び、途中の松本駅からは JR 大糸線が森林計画区に沿うように糸魚川方面に連絡している。また、<u>松本駅から</u>はアルピコ交通の上高地線が新島々へ伸びている。道路は、高速道路の長野自動車道が長野方面に通じている。国道は19号線が長野方面、名古屋方面に、147号線が糸魚川方面に、143号線や254号線が東信方面に、158号線が高山方面に、406号線が北安曇野地域から長野方面に通じ、これらに沿って多くの主要地方道が縦横に整備されている。空路は、信州まつもと空港から、国内線(札幌、大阪<u>(伊丹)</u>、神戸、福岡便)が運行されている。

イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の22%を占める298 千 ha で、そのうち森林が235 千 ha (計画区総面積の79%) と高い比率を占めており、農地が25 千 ha (同8%)、その他が38 千 ha (同13%) となっている。

ウ 人口の動向

本計画区の人口は477千人であり、長野県の総人口2,037千人の23%を占めている。また、人口動態は地域全体を見ると減少傾向にあり、平成27年同時期(485

中部山岳森林計画区における人口等

区分	長野県全体(A)	中部山岳森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	1,975,643 人	466, 967 人	24%
人口密度	146 人/ k㎡	157 人/k㎡	108%

- 注1人口総数は、長野県総合政策課統計室「長野県の人口と世帯数(令和7年6月1日現 在)」による。
- 注 2 人口密度は、本表で示した人口と、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調(令和7年4月1日現在)」の面積から算出したもの。

千人)に比べ減となっている。人口密度は160人/kmgで長野県全体の人口密度の107%となっている。

中部山岳森林計画区における人口等

区分	長野県全体(A)	中部山岳森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	2,037,228人	477,637人	23%
人口密度	150 人/k㎡	160 人/㎢	107%

注1 人口総数は、長野県情報政策課「長野県の人口と世帯数(令和2年7月1日現在)」 による。

エ 産業の概要

本計画区における農業産出額は593億円 (平成30年) となっており、長野県全体の23%を占めている。その内訳は、米150億円 (25%)、野菜194億円 (33%)、果実124億円 (21%)、花き18億円 (3%)、畜産89億円 (15%)等となっている。農家数は21,615 戸 (平成27年) となっており長野県全体の21 %を占めている。

<u>製造品出荷額等は1兆9,792億円(平成30年)となっており、長野県全体の31%を占めている。事業所数は791所(令和元年)となっており、長野県全体の16%を占めている。</u>

年間商品販売額は1兆5,804億円 (平成28年) となっており、長野県全体の27%を占めている。商店数は5,738(平成30年) となっており、長野県全体の23%を占めている。

また、産業別の就業者数は、第一次産業が19千人(8%)、第二次産業が65千人(26%)、第三次産業が158千人(64%)となっている(いずれも平成27年)。なお、第一次産業のうち林業の就業者

数は411人(7%)(平成27年)となっており、5年前(平成22年)と比べ9人減少したが、10年前(平成17年)と比べ186人増加した。

² 人口密度は、「ながの県勢要覧(平成29年版)」による。

中部山岳森林計画区における就業者数

単位:人

_							
	区分	長野県全体(A)	中部山岳森林計画	比率 (B/A×100)		
	就業者数	1, 069, 860	100%	247, 901	100%	23%	
	第一次産業	96, 899	9%	18, 825	8%	19%	
産業別	第二次産業	304, 510	28%	64, 831	26%	21%	
23.1	第三次産業	643, 203	61%	158, 030	64%	25%	

- 注1 平成27年度「国勢調査報告」による。
 - 2 就業者数には、分類不能の産業を含む。

中部山岳森林計画区における林業の就業者数の推移

単位:人

	平成17年	平成22年	平成27年
林業	225	420	411

注「国勢調査報告」による。

(4) 森林・林業の動向等

本計画区は、長野県の北西部に位置し、総面積は、298 千 ha と長野県全体の22%を占め、 県下の森林計画区では平均的な面積となっている。

本計画区の森林面積は、総面積の79%に当たる235 千ha で、県下森林面積の22%を占め、 苗木、キノコ、ワサビ等の生産が盛んな地域である。

本計画区の国有林の森林面積は99 千ha で、計画区全体の森林面積235 千ha の42%を占め、その多くが飛騨山脈(北アルプス)の日本を代表する山岳地帯に所在していること、本計画区の中央部を、日本列島を東西に分ける「糸魚川〜静岡構造線」が南北に走り、地質的に脆弱なうえ急傾斜地が多いことから、国土保全及び水源涵養といった公益的機能の発揮の上で重要な役割を担っている。

(4)森林・林業の動向等

本計画区は、長野県の北西部に位置し、総面積は、298 千 ha と長野県全体の22%を 占め、県下の森林計画区では平均的な面積となっている。

本計画区の森林面積は、総面積の79%に当たる235千haで、県下森林面積の22%を占め、苗木生産、キノコ、ワサビ等の生産が盛んな地域である。

本計画区の国有林の森林面積は99 千haで、計画区全体の森林面積235 千haの42%を占め、その多くが飛騨山脈(北アルプス)の日本を代表する山岳地帯に所在していること、本計画区の中央部を、日本列島を東西に分ける「糸魚川〜静岡構造線」が南北に走り、地質的に脆弱なうえ急傾斜地が多いことから、国土保全及び水源涵養といった公益的機能の発揮の上で重要な役割を担っている。

また、西側は中部山岳国立公園、北東側は妙高戸隠連山国立公園、東側は八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、高瀬川源流部は森林生態系保護地域、上高地一帯は国の特別名勝及び特別天然記念物の指定地となっており、上高地、美ヶ原高原をはじめとした豊かな自然環境に恵まれていることから、登山や森林浴、スキーなど森林を利用したレクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

国有林の現況は、コメツガ等の亜高山性の針葉樹を主とした天然林が多く、人・天別面積では、天然林が69 千ha(86%)、人工林が11 千ha(14%)で、天然林の比率が高い地域である。人工林の樹種別面積割合では、カラマツが63%、ヒノキが20%、スギが6%、その他が5%でカラマツが特に多くなっている。人工林の齢級配置は、11 齢級から14 齢級が5 千haと多く、全体の48%を占めている。蓄積は、天然林9,325 千m³、人工林2,718 千m³となっている。

本計画区の林業就業者数は412名で、横ばい傾向にある。

中部山岳森林計画区における林業就業者数

単位:人

			十匹 . 八
	R 2	H27	H22
中部山岳森林計画区	412	411	420
長野県全体	2, 590	2, 673	2, 763

注 林業就業者数は総務省統計局「令和2年国勢調査」による。

また、西側は中部山岳国立公園、北東側は炒高戸隠連山国立公園、東側は八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、高瀬川源流部は、森林生態系保護地域、上高地一帯は国の特別名勝及び特別天然記念物の指定地となっており、上高地、美ヶ原高原をはじめ、山岳、高原、渓谷、湖沼といった豊かな自然環境に恵まれていることから、登山や森林浴、スキーなど森林を利用したレクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

森林の現況は、コメツガ等の亜高山性の針葉樹を主とした天然林が多く、人・天別面積では、天然林が69千ha (86%)、人工林が11千ha (14%)で、天然林の比率が高い地域である。

人工林の樹種別面積割合では、カラマツが $\underline{66}$ %、ヒノキが $\underline{22}$ %、スギが $\underline{7}$ %、その 他が $\underline{1}$ %でカラマツが特に多くなっている。人工林の齢級配置は、 $\underline{10}$ 齢級から $\underline{13}$ 齢級 が $\underline{6}$ 千 ha と多く、全体の $\underline{50}$ %を占めている。蓄積は、天然林 $\underline{9.285}$ 千 \underline{m} 3、人工林 $\underline{2,770}$ 千 \underline{m} 3 となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5<u>か</u>年<u>(令和3年度~令和7年度)</u>については、下記のとおりである。(<u>令和</u>7年度は実行予定を計上している。)

伐採に関しては、令和3年度の豪雨災害により、一部の実行を見合わせたこと、これに加え、 主伐に関しては、官行造林契約満了箇所において持分譲渡により伐採を行わなかったことか ら、計画量を下回る実績となった。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5<u>箇</u>年<u>(平成28年度~令和2年度)</u>については、下記のとおりである。 (令和2年度は実行予定を計上している。)

伐採に関しては、平成30年度以降の豪雨災害により、一部の実行を見合わせたこと、 主伐に関しては、これに加え、官行造林の契約満了時に主伐実行がなされなかったことか ら、計画量を下回る実績となった。 造林に関しては、人工造林及び天然更新の対象となる箇所の一部伐採を見合わせた結果、 計画量を下回る結果となった。

林道の開設又は拡張に関しては、中部森林管理局全体で森林整備の優先度を考慮し実行した 結果、開設については計画数量を下回ったものの、拡張については計画数量を上回った。

保安林に関しては、重要度の高いところを確実に指定した。

治山事業は、緊急性・重要性を考慮し、より優先度の高いものから実行したため、計画を下回る実績となった。

前計画の前半5か年の宝行結果の概要

Bable	町の削半るが牛の美打を		女												
			計画						実行						
伐採立	2木材積			463			$\pm m^3$		15	3	千	m ³	(33)
	主伐			130			$\pm m^3$		4	7	Ŧ	m ³	(36)
	間伐 (材積)			333			千m³		10	6	Ŧ	m ³	(32)
	間伐(面積)			2,417			ha		69	0	ha	ì	(29)
造林正	百積			204			ha		73	3	ha	ì	(36)
	人工造林		197				ha		73		ha		(37)
	天然更新			7			ha		0		ha	ì	(0)
林道等	等の開設及び拡張	開設:	1	km	拡張:	0	km	開設:	-	km	拡張:	5	km	ı	
保安本	林等の指定・解除	指定:	1,447	ha	解除:	1	ha	指定:	825	ha	解除:	0	ha	ı	
	水源かん養	指定:	139	ha	解除:	-	ha	指定:	825	ha	解除:	0	ha		
	災害防備	指定:	1,308	ha	解除:	1	ha	指定:	-	ha	解除:	0	ha		
	保健、風致の保存等	指定:	-	ha	解除:	-	ha	指定:	-	ha	解除:	-	ha		
治山马	F業			43			地区			11				地区	

注 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、<u>生物多様性の保全、</u>地球温暖化<u>の</u>防止、<u>文化の形成、</u> 木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社 会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林が本格的な利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適

造林に関しては、人工造林及び天然更新の対象となる箇所の一部伐採を見合わせた結果、計画量を下回る結果となった。

林道の開設又は拡張に関しては、開設は優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した結果、計画を下回る実績となった。拡張は台風や集中豪雨による被災箇所が多く発生し、その復旧・改良を実行したことから、計画を上回る実績となった。

保安林に関しては、重要度の高いところは確実に指定した。また、道路用地への転用等の理由で水源かん養保安林の解除を行った。

治山事業は、緊急性・重要性を考慮し、より優先度の高いものから実行したため、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5カ年の実行結果の概要

		計画					実行										
伐採:	立木材積	714					$+m^3$		21	17			1	(30)	
	主伐			431			$+m^3$		2	7			=	⊢m³	(6)
	間伐 (材積)			283			$+m^3$		19	91			=	Fm³	(67)
	間伐 (面積)			3,860			ha		1,8	379			h	a	(49)
造林	面積			837			ha	66					h	(8)	
	人工造林			200			ha		5	9			h	a	(29)
	天然更新			637			ha			7			h	a	(1)
林道	等の開設及び拡張	開設:	4	km	拡張:	2	km	開設:	2 km	(50)	拡張:	6	km	(2	47)
保安	林等の指定・解除	指定:	2, 274	ha	解除:	0	ha	指定:	825]	ha		解除:	0	ŀ	na	
	水源かん養	指定:	827	ha	解除:	0	ha	指定:	825	1	ha		解除:	0	ŀ	na	
	災害防備	指定:	1, 447	ha	解除:	0	ha	指定:	-	1	ha		解除:	-	ŀ	na	
	保健、風致の保存等	指定:	-	ha	解除:	-	ha	指定:	-	1	ha		解除:	-	ŀ	ıa	
治山:				91			地区]	15			ţ	也区	(16)

注 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の滋養、地球温暖化防止等の<u>多面的機能の発揮を通じて、</u> 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林が本格的な利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な 発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適 切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう配慮する。

本計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。<u>また、本計画樹立</u>に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮して、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、<u>適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を</u>推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定など地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の加速化推進の必要性等にも配慮する。

また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や、 航空レーザ測量等のリモートセンシングやICT などの新技術の導入を推進するとともに、 これらの効果的な活用を図る。 切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置され<u>ることが望ましい。</u>

<u>この</u>計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。<u>この</u>計画<u>策定</u>に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮して、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリング の適切な実施や、リモートセンシング及び森林 GIS の効果的な活用を図ることとす る。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 森林の整備及び保全の重点事項

本計画区における国有林は、その多くが飛騨山脈(北アルプス)の日本を代表する山岳 地帯に所在し、天然林が多く豊かな自然環境に恵まれた区域が多い。一方、本計画区の中 央部<u>には</u>日本列島を東西に分ける「糸魚川〜静岡構造線」が南北に走り、地質的に脆弱な うえ急傾斜地が多い地域でもある。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した育成複層林施業による針広混交林化、天然林等の自然環境の保全、<u>野生生物の保護・管理</u>のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じ、公益的機能の高度発揮を図るための森林の適切な整備、保全・管理を推進することとする。

(3) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、<u>災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、</u>治山施設の着実な整備に努めることとする。

(2) 森林の整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境 形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。その期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

(3) 森林の整備及び保全の重点事項

本計画区における国有林は、その多くが飛騨山脈(北アルプス)の日本を代表する山岳地帯に所在し、天然林が多く豊かな自然環境に恵まれた区域が多い。一方、本計画区の中央部を日本列島を東西に分ける「糸魚川~静岡構造線」が南北に走り、地質的に脆弱なうえ急傾斜地が多い地域でもある。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した育成複層林施業による針広混交林化、天然林等の自然環境の保全、<u>野生動植物の保護</u>のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じ、公益的機能の高度発揮を図るための森林の適切な整備、保全・管理を推進することとする。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

(4) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の<u>極</u>養及び生活環境の保全を図るため、 治山施設の着実な整備に努めることとする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積:ha

				単位 面積:ha
	区分		面積	備考
	総数		98, 709. 96	
松	本	市	40, 123. 70	
大	町	市	29, 906. 09	
塩	尻	市	5, 997. 40	
安	曇 野	市	9, 509. 26	
筑	北	村	56. 63	
松	Щ	村	926. 83	
白	馬	村	5, 059. 16	
小	谷	村	7, 130. 89	
	大塩安筑松白	総数	総数	総数

注 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位. 面積:ha

	Į	区分		面積	備考
	ń	総数		98, 958. 59	
	松	本	市	40, 172. 31	
	大	町	市	29, 921. 40	
	塩	尻	市	5, 997. 40	
市町	安	曇 野	市	9, 509. 20	
村別	朝	日	村	62. 27	
内訳	筑	北	村	56. 63	
	松	Л	村	926. 83	
	自	馬	村	5, 094. 94	
	小	谷	村	7, 217. 61	

注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 全般に積雪量が多く、地質的にもぜい弱な山地が多い本計画区については、山地災害 防止機能/土壌保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保 するとともに、花粉発生源対策を推進するほか、天然力を活用した施業を主体として活 力ある健全な森林状態を維持することとする。

また、第三紀層の地質の分布、豪雪地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、脊梁山地地帯等の原生的な森林については、その保存に努めることとする。

² 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局、中信森林管理署とする。

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表の とおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源溜養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林士壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林については、水源演養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能/ 土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生をともに樹木の根が深く広く発達し生をともに樹木の根が深く広く発達しまると保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林については、近常に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 業を推進することとする。 東落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているな ど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高 く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、 次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源滋養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能/土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある家林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある家林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る家林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を返る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているな ど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高 く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、暴害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、付適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
保健・レクリエー ション機能	身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多樣性保全機能	全での森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	全での森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する深畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木 材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪 水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではない ことに留意する必要がある。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散 発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
保健・レクリエー ション機能	身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する深畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木 材として利用する上で良好な樹木によ り構成され成長量が大きい森林であっ て、林道等の基盤施設が適切に整備され ている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
 - 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。
- (2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。
- (2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表の とおりである。

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積:ha

	区分	現況	計画期末	
	育成単層林	11, 038	10, 447	
面積	育成複層林	1, 219	1, 744	
	天然生林	67, 787	67, 787	
Ā	· 柒林蓄積(m³/ha)	151	152	

- 注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
 - 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を<u>帯状若しくは群状又は単木で</u>伐採し、<u>一定の範囲又は同一空間内において、林齢や樹種の違いから</u>複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
 - 3 「天然生林」とは、<u>自然に散布された種子などにより成立し、</u>維持される森林(未立木地、竹林等を含む。)。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

 その他必要な事項 特に記すべき事項なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採によるものとし、森林の有する公 益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。 ○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積:ha

	区分	現況	計画期末
	育成単層林	11, 267	11, 097
面積	育成複層林	1, 223	1, 240
	天然生林	67, 803	67, 803
森	林蓄積(m³/ha)	150	153

- 注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
 - 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を<u>択伐等により</u>伐採し、複数の樹冠層 を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木 とし、広葉樹を下木とする森林。
 - 3 「天然生林」とは、<u>主として天然力を活用することにより成立させ</u>維持される森林 (未立木地、竹林等を含む。)。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。
- ※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2 その他必要な事項 特に記すべき事項なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進し、花粉発生源対策の加速化を図ることとする。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の(1)に定める「公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法」によるものとする。また、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採との連たん等を十分考慮することとする。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないよう、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあっては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、 人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的 機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の うえ実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1<u>か</u>所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

その際、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めることとする。

また、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、 渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所 要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の<u>増加</u>、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは75年、カラマツは60年を基準とする。

イ 育成複層林施業

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の(1)に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

また、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、 地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採との連たん等を十分考慮 することとする。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等について、 林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないよう、伐採の適否、伐採方法及び 搬出方法を決定する。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあっては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保<u>について</u>の必要性を踏まえ、 1<u>箇</u>所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

その際、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めることとする。

また、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の<u>急増</u>、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは75年、カラマツは60年を基準とする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせで複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

- (ア) 複層伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に 配慮すること。複層状態の森林を造成するため、おおむね70%以内で伐採方法等に応じ た適切な伐採率とし、帯状・群状の一定のまとまり又は単木を伐採する。
- (イ) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率(30%以内(保安林にあっては、指定施業要件に定められた択伐率(上限40%)の範囲内)。ただし、その他法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内。)、繰り返し期間(回帰年)によることとする。
- (ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然 生稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより<u>適</u>確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- (ア) 主伐については、イ育成複層林施業の留意事項によることとする。
- (イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要 のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。
- エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

育成複層林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせ<u>により</u>複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

その際、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状による伐採も検 討することとする。

- (ア) 複層伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。複層状態の森林を造成するため、おおむね70%以内で伐採方法等に応じた適切な伐採率とし、帯状・群状の一定のまとまり又は単木を伐採する。
- (イ) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率(30%以内(保安林にあっては、指定施業要件に定められた択伐率(上限40%)の範囲内)。ただし、その他法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内。)、繰り返し期間(回帰年)によることとする。
- (ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、 天然生稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- (ア) 主伐については、イの主伐についての留意事項によることとする。
- (イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する 必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。
- エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、本計画区の地域森林計画及び各市村の森林整備計画を踏まえ、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢:年

				樹和	Ĺ		
森林計画区	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
中部山岳	4 0	4 5	4 0	4 0	6 0	7 0	2 0

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然更新 別に次により定めることとする。

また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木(無花 粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の植栽、広葉樹の導入等 に努めることとする。

なお、保安林にあっては、保安林の指定施業要件に定められた植栽の方法、期間及び樹種により行う。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮 の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢:年

				樹和			
森林計画区	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
中部山岳	4 0	4 5	4 0	4 0	6 0	7 0	2 0

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然 更新によるものとする。

また、人工林の更新に当たっては、花粉症対策に資する品種の苗木の植栽等に努めるとともに、針広混交林等多様な森林への誘導に努めることとする。

なお、保安林にあっては、保安林の指定施業要件に定められた植栽の方法、期間及び 樹種により行う。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定については、普通苗(裸苗)のほか、施工性に優れたコンテナ苗の活用を図るとともに、成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や<u>花粉の</u>少ない苗木の活用に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・ 地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育し ている場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の 合理化や省力化等の観点から、植栽本数を可能な限り減らすよう努めることとする。

樹種別植栽本数の目安

単位:本/ha

			<u> </u>
樹種	スギ	ヒノキ	カラマツ
植栽本数	1,500~3,000	1,500~3,000	1,500~2,500

(イ) 地拵方法

植生、地形、気象、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じ、地力の維持及び林地保全等に留意し、筋刈地拵を基本として実施することとする。

その際、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めるものとする。

(ウ) 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し原則春植えとするが、秋植えとすることもできる。コンテナ苗を使用する場合はこれによらず行うことができる。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、既 往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラ マツ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定については、普通苗(裸苗)のほか、施工性に優れたコンテナ苗 の活用を図るとともに、<u>成長に優れた品種や少花粉スギ等の花粉症対策に資する品種</u> の苗木の導入に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の 地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼 樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この 際、森林施業の合理化や省力化等の観点から、植栽本数を可能な限り減らすよう努 めることとする。

樹種別植栽本数の目安

単位:本/ha

樹種	スギ	ヒノキ	カラマツ
植栽本数	1,500~3,000	1,500~3,000	1,500~2,500

注 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整する。

(イ) 地拵方法

植生、地形、気象、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じ、地力の維持及び林地保全等に留意し、筋刈地拵を基本として実施することとする。

その際、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めるものとする。

(ウ) 植栽時期

(工) 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列(等高線方向)とし、ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林を行う伐採跡地の更新すべき期間は、原則として伐採が終了した年度の翌年度 の初日から起算して2年以内とする。 植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し原則春植えとするが、秋植えとすることもできる。コンテナ苗を使用する場合はこれによらず行うことができる。

(エ) 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列(等高線方向)とし、 ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に 努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林を行う伐採跡地の更新すべき期間は、原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、<u>前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況はもとより、</u>気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新補助作業の対象樹種

原則として、以下に定める有用樹種を対象とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、 主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこ ととする。

ア 天然更新補助作業の対象樹種

<u>天然更新補助作業の対象樹種は、高木性の有用樹種とし、次表のとおり例示す</u>る。

有用樹種

針広別	科	NG.	種名	別名
	マツ	+ i	ウラジロモミ	<i>III</i> 31
			モミ	
			シラビソ	シラベ
			オオシラビソ	アオモリトドマツ
		カラマツ	カラマツ	
		トウヒ	トウヒ	
			ハリモミ	バラモミ
			イラモミ	マツハダ
			ヤツガタケトウヒ	ヒメマツハダ
		マツ	クロマツ	
ΔI		' '	アカマツ	
針			チョウセンゴヨウ	チョウセンマツ
葉			ゴヨウマツ	ヒメコマツ
樹		ツガ	ツガ	EX-147
1343		2.7/	コメツガ	
	コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ	
	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ サワラ	
		スギ	スギ	
		クロベ [ネズコ] アスナロ	クロベ	ネズコ
		アスナロ	アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ
	イチイ	イチイ	イチイ	
		カヤ	カヤ	
	その他の郷土樹種	•		
	クルミ	クルミ	オニグルミ	
		サワグルミ	サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ
	ヤナギ	ヤマナラシ	ドロヤナギ	ドロノキ
	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ	1-/4
	7-7-3	1.273	ケヤマハンノキ	
		カバノキ	ウダイカンバ	method methods
		M/1/4	ツァイガンハ マニカンジ	マカバ、マカンバ
			シラカンパ ダケカンパ	シラカバ ソウシカンバ
			タケカンパ	ソウシカンバ
			ミズメ	アズサ
		シデ	クマシデ	
			イヌシデ	シロシデ
			アカシデ	シデノキ
		アサダ	アサダ	
	ブナ	クリ	クリ	
		ブナ	ブ ナ	シロブナ
			イヌブナ	クロプナ
		コナラ	クヌギ	
			アベマキ	コルククヌギ
			カシワ	
			ミズナラ	オオナラ
			コナラ	ホウソ
			イチイガシ	497
			17172	L. L. M. L. L. L. M. L.
			アカガシ	オオガシ、オオバガシ
			ツクバネガシ	
			アラカシ	
			ウラジロガシ	
	ニレ	ニレ	ハルニレ	
		ケヤキ	ケヤキ	
広	クワ	クワ	ヤマグワ	シマグワ
7,2-4	モクレン	モクレン	ホオノキ	
葉			コプシ	ヤマアララギ
樹	カツラ	カツラ	カツラ	
	バラ	アズキナシ	アズキナシ	ハカリノメ
		サクラ	エドドガン	
		1777	オオヤンボクラ	エゾヤマザクラ
			オオヤマザクラ カスミサクラ	у - -> Т ₹ 7 9 7
			ヤマザクラ	
		ウワミズザクラ	h ri 2 will h ii	ハハカ
	- 1	ラリミスサクフ	ウワミズザクラ	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ	オオエンジュ
	ミカン	キハダ	キハダ	
	ムクロジ	カエデ	ハナノキ	
			イロハモミジ	イロハカエデ
			オオモミジ	ヒロハモミジ
			7757	
			ヤマモミジ	
			ヤマモミジ コハウチワカエデ	イタヤメイゲツ
			ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ	
			ヤマモミジ コハウチワカエデ	イタヤメイゲツ
			ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ ウリハダカエデ	イタヤメイゲツ
			ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ ウリハダカエデ イタヤカエデ	イタヤメイケツ メイケツカエデ
		h+1+	ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチリカエデ ウリハダカエデ イタヤカエデ メダメリノキ	イタヤメイゲツ
		トチノキ エエノホ	ヤマモミジ コハウチリカエデ ハウチリカエデ ウリハダカエデ イタヤカエデ メグスリノキ トチノキ	イタヤメイケツ メイケツカエデ
	モ チノキ	モチノキ	ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ ウリハダカエデ イタヤカエデ メダスリノキ トチノキ フォハダ	イタヤメイケツ メイケツカエデ
	モチノキ アオイ	モチノキ シナノキ	ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ ウリハグカエデ イタヤカエデ メダスリノキ トチノキ アオッグ シナノキ	イタヤメイケツ メイケツカエデ
	モチノキ アオイ ミズキ	モチノキ シナノキ ミズキ	ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ フリッドカエデ イタヤカエデ イタマカエデ メダメリノキ トチノキ ンナノキ ミズキ	イタヤメイグツ メイグツカエデ ナョウジャノキ
	モチノキ アオイ	モチノキ シナノキ ミズキ コシアプラ	ヤマモミジ コハウチリカエデ ハウチリカエデ クリッケカエデ イタヤカエデ メダスリノキ トチノキ フオック ミズキ コンプブラ	イタサメイタツ メイタツカエデ ナョウジャノキ ゴンゼツ
	モチノキ アオイ ミズキ ウコギ	モチノキ シナノキ ミズキ コシアブラ ハリギリ	ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ フリッドカエデ イタヤカエデ イタヤカエデ メダメリト トチノキ マオハゲ シナノキ ミズキ コンアブラ ハリギリ	イタヤメイグツ メイグツカエデ ナョウジャノキ
	モチノキ アオイ ミズキ	モチノキ シナノキ ミズキ コシアプラ	ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ フリッドカエデ イタヤカエデ イタヤカエデ メダメリト トチノキ マオハゲ シナノキ ミズキ コンアブラ ハリギリ	イタサメイタツ メイタツカエデ ナョウジャノキ ゴンゼツ
	モチノキ アオイ ミズキ ウコギ	モチノキ シナノキ ミズキ コシアブラ ハリギリ	ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ フリッチカエデ イタヤカエデ メダメリ/キ トナノキ フオ・ケ シナノキ スズキ コンアプラ ハリギリ シオジ ヤナダモ	イタヤメイグツ メイグツカエデ チョウジャノキ ゴンゼツ センノキ
	東京ノキ アナイ 夏 4年 ウコギ モクセイ	モチノキ シナノキ ミズキ コシアブラ ハリギリ トネリコ	ヤマモミジ コハクチワカエデ ハクチワカエデ クリルグカエデ イタヤカエデ イグリフト トチノキ アオトグ ミズキ コンプブラ ハリギリ マオジ ヤナダモ マオジ マオジ	イタサメイタツ メイタツカエデ ナョウジャノキ ゴンゼツ
	モチノキ アオイ ミズキ ウコギ	モチノキ シナノキ ミズキ コシアブラ ハリギリ	ヤマモミジ コハウチワカエデ ハウチワカエデ フリッチカエデ イタヤカエデ メダメリ/キ トナノキ フオ・ケ シナノキ スズキ コンアプラ ハリギリ シオジ ヤナダモ	イタヤメイグツ メイグツカエデ チョウジャノキ ゴンゼツ センノキ

料		霍 名	別名	# *
マツ	カラマツ	カラマツ		亜高山帯
1	マツ	クロマツ		
1		アカマツ		
	1	チョウセンゴヨウ	チョウセンマツ	
	L.	ゴヨウマツ	ヒメコマツ	
1	モミ	ウラジロモミ		
		モミ		
		シラピソ	シラベ	亜高山帯
	1	オオシラビソ	アオモリトドマツ	亜高山帯
	トウヒ	トウヒ		亜高山帯
		ハリモミ	パラモミ	
		イラモミ	マツハダ	
		ヒメマツハダ		
	ツガ	ツガ		
スギ	スギ	コメツガ		亜高山帯
コウヤマキ	コウヤマキ	スギ		
		コウヤマキ		
ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ		
	ネズコ	サワラ		
		ネズコ	200	
イチイ	アスナロ イチイ	アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ	
1 7 1	カヤ	イチイ		
クルミ		カヤ		
クルミ	クルミ	オニグルミ		
3r -1- 46	サワグルミ	サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ	27 AV 1 AV
ヤナギ カバノキ	ヤマナラシ ハンノキ	ドロヤナギ ハンノキ	ドロノキ	亜高山帯
11174	17/4			
	カバノキ	ケヤマハンノキ		
	ガハノキ	ウダイカンパ	マカバ、マカンバ	
		シラカバ ダケカンバ	シラカンバ	
		<i>ダケカンパ</i> ミズメ	ソウシカンバ アズサ	亜高山帯
	アサダ	こスタ	7.24	
	クマシデ	クマシデ		
	2 4 2 7	クマンテ イヌシデ	シロシデ	
ブナ	ブナ	アカシデ	シデノキ シロブナ	
l' '	2 /	ブナ イヌブナ	クロブナ	
	コナラ	クヌギ	9 11 7 7	
	- / /	アベマキ	コルククヌギ	
		カシワ	コルケクメヤ	
		ミズナラ	オオナラ	
		コナラ	ホウソ	
		イチイガシ	4.77	
		アカガシ	オオガシ、オオバガシ	
		ツクパネガシ	44.00, 44.00	
		アラカシ		
		ウラジロガシ		
	クリ	211		
ΞV	ケヤキ	ケヤキ		
	ΞV	ハルニレ		
クワ	クワ	ヤマグワ	シマグワ	
モクレン	モクレン	ホオノキ	2 1//	
1-7.1		コブシ	ヤマアララギ	
カツラ	カツラ	カツラ	1	
バラ	サクラ	ウワミズザクラ	ハハカ	
1	1.77	エドヒガン		
1		オオヤマザクラ	エゾヤマザクラ	
1		カスミサクラ	-/ (* 7 / /	
1		ヤマザクラ		
1	ナナカマド	アズキナシ	ハカリノメ	
マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ	オオエンジュ	1
ミカン	キハダ	キハダ		
カエデ	カエデ	ハナノキ		
1		イロハモミジ	イロハカエデ	
1		オオモミジ	ヒロハモミジ	
1		ヤマモミジ		
1		コハウチワカエデ	イタヤメイゲツ	
1		ハウチワカエデ	メイゲツカエデ	
1		ウリハダカエデ	1724-7	
1		イタヤカエデ		
1		メグスリノキ	チョウジャノキ	
トチノキ	トチノキ	トチノキ	2/21/1	
モチノキ	モチノキ	アオハダ		
シナノキ	シナノキ	シナノキ		
ミズキ	ミズキ	ミズキ		
ウコギ	ウコギ	コシアブラ	ゴンゼツ	
1777	ハリギリ	ハリギリ	カンセッ ヤンノキ	
モクセイ	トネリコ		C//T	
2724	r + y =	シオジャチダチ		
1		ヤチダモ アオダモ	コバノトネリコ	

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘案して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

(ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は林床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効果的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を<u>適切かつ</u>効果的に使用してササの抑制を図ることを基本とし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

(イ) 刈出し

刈出しは、稚樹の生育状況及び下層植生の繁茂の状況等に応じて、稚樹の周辺の刈払い又は林業用薬剤の散布を適切な時期、作業方法により行う。

(ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、天然下種更新の状況に応じて現地に適した樹種を選択し行うこととする。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘案して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

(ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は林床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効果的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることを基本とし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

(イ) 刈出し

刈出しは、稚樹の生育状況及び下層植生の繁茂の状況等に応じて、稚樹の周辺の刈払い又は林業用薬剤の散布を適切な時期、作業方法により行う。

(ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、天然下種更新の状況に応じて現地に適した樹種を選択し行うこととする。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、森林の健全性の維持・向上及び立木の育成の促進を図ることを旨とし、 その実施に当たっては、将来の主伐・造林を見据え、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹 の育成に努めることとする。

(1) 間伐の標準的な方法

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、森林の健全性の維持・向上及び立木の育成の促進を図ることを旨とし、その実施に当たっては、将来の主伐・造林を見据え、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努めることとする。

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して<u>立木</u>間の競合が生じ始めた時期を目安に、<u>伐採</u>後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

具体的には密度管理図の収量比数 (Ry) を基準とし、スギ・ヒノキについては 0.70、カラマツについては 0.65 以上を目安として間伐を行うこととする。

- イ 間伐の繰り返し期間は、上記アの密度管理に基づき、<u>おおむね10年以上を目安とし、</u> 適正な林分構造の維持に努めることとするが、照度不足により下層植生に衰退がみられ る場合は期間を短くすることができる。
- ウ <u>間伐率の決定に当たっては個々の林況に留意しつつ、</u>材積率で 20%~35% (法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内)とする。
- エ 育成複層林施業においては、下層木の間伐の際、上層木の間伐を併せて検討する。
- オ 間伐木の選定に当たっては、立木の配置を基に残存木の質的向上に配慮しつつ、間伐木の利用面も考慮しながら行うこととする。
- <u>カ</u> 個体間の成長、形質の差が小さい箇所においては、列状間伐を積極的に実施する。
- <u>キ</u> 沢沿いの伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

ア 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して<u>林木相互</u>間の競合が生じ始めた時期を目安に行うが、<u>照度不足により下層植生に衰退が見られ表土の保全に支障が生ずる場合</u>は時期を早めることとする。

具体的には密度管理図の収量比数 (Ry) を基準とし、スギ・ヒノキについては 0.70、カラマツについては 0.65、アカマツについては 0.80 を中心とした密度管理 に基づいて行うこととする。また、複層林移行後の上層木については、下層木の生育を確保するため収量比数 0.30 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。

- イ 間伐の繰り返し期間は、上記アの密度管理に基づき、<u>おおむね10年を目安としつつ、林冠がうっ</u>閉する期間等を考慮し、適正な林分構造の維持に努めることとする。
- ウ <u>間伐本数は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、</u>間伐率は材積率で20%~35%(法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内)とする。
- エ 育成複層林施業においては、<u>上層木の間伐時(中間伐採)に下層木の間伐も実行</u> する。
- オ 間伐木の選定に当たっては、立木の配置を基に残存木の質的向上に配慮しつつ、 間伐木の利用面も考慮しながら行うこととする。<u>なお、個体間の成長、形質の差が</u> 小さい箇所においては、高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を積極的に実 施する。
- <u>カ</u> 沢沿いの伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意する こととする。

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることとする。

(ア) 保育実行の目安

保育の	樹種								実	施	林	齢							
種 類	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	スギ			←	\rightarrow														
下刈	ヒノキ				←→														
	カラマツ		←	\rightarrow															
	スギ								\	\rightarrow				$\leftarrow \rightarrow$					
つる切	ヒノキ									\longleftrightarrow				←→					
	カラマツ									\longleftrightarrow					\longleftrightarrow				
	スギ										←	\rightarrow				$\leftarrow \rightarrow$			
除伐	ヒノキ											\longleftrightarrow					←	\rightarrow	
	カラマツ											\longleftrightarrow						\longleftrightarrow	

注 本表は標準的な目安であり、各作業の実行にあたっては、植栽木及び有用天然木の生育状況や林況等を十分精査し、現地実態に即した実施林齢及び回数を採用し、効果的かつ効率的に行う。

特に下刈については、ササ・草本類等の発生状況や植栽木への阻害状況等を総合的に勘 案し、作業手法及び実施回数等を十分検討し削減に努める。

(イ) 保育適期標準表

11-	лі/-	缍	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
17F	業	種	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
下		ХI]												
つ	る	切							\rightarrow					
除		伐												

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の	樹種	fi								実	施	林	齢	·	[1	数			
種 類	151 135	E.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	スキ	٦٢	\circ	0	0	0	0	0												
下 刈	ヒノキ	ŕ	\circ	0	0	0	0	0	0											
	カラマ	ツ	0	0	0	0														
	スキ	ř								↓	\rightarrow			+	-0-	\rightarrow				
つる切	ヒノキ	ŕ									0			←	-0-	\rightarrow				
	カラマ	ツ									0					0				
	スキ	715										←(\rightarrow			+	-0-	\rightarrow		
除伐	ヒノキ	Ļ											0					←(\rightarrow	
	カラマ	ツ											0						0	

注 <u>この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、森林施業の合理化や省力化等の観点を踏まえ、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上、適切に実行する。</u>

(イ) 保育適期標準表

1/-	21/	呑	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
作	未	種	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
下		ХIJ			<									
	る	切								\vdash				++
	٠٠							-						
除		伐												\rightarrow

- 注1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、 現地の実態、立地条件等に即して行う。
 - 2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

植栽木の生育状況、下層植生の状況、立地条件等の現地の実態に即し、適切な時期、作業方法により実施することとする。

なお、可能な限り実施回数の削減に努めることとする。

b つる切

つる類の繁茂状況、目的樹種の生育状況、再生力抑制等を勘案して効果的な時期に行うこととする。

c除伐

目的樹種の成長を阻害するつる類やかん木類を対象とするが、植栽木であって も、形質不良木、被害木等については対象とし、確実な成林を図るため適期に実施 する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項特に記すべき事項なし。

- 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- (1)公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法についての考え方は次 に従い、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法は別表1のとお り定める。
 - ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- 注1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、 現地の実態、立地条件等に即して行う。
 - 2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

植栽木の生育状況、下層植生の状況、立地条件等の現地の実態に即し、適切な時期、作業方法により実施することとする。

なお、可能な限り実施回数の削減に努めることとする。

b つる切

つる類の繁茂状況、目的樹種の生育状況、再生力抑制等を勘案して効果的な時期に行うこととする。

c除伐

目的樹種の成長を阻害するつる類やかん木類を対象とするが、植栽木であっても、形質不良木、被害木等については対象とし、確実な成林を図るため適期に実施する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項特に記すべき事項なし。

- 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- (1)公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法についての考え方 は次に従い、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法は別表 1のとおり定める。
 - ア 公益的機能別施業森林の区域
 - (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを<u>も</u>たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健 文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを<u>も</u>たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び 構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、そ の配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内に おける施業の方法

伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持(育成施業にあっては、下層木の適確な生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林に関する自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを<u>持</u>たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを<u>持</u>たせて定めることとする。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮 が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を 勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできる だけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位とし て定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等につ いてはこの限りではない。
- イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法
- (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 内における施業の方法

伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持(育成複層林施業にあっては、下層木の適確な生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健 文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業 の方法

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項特に記すべき事項なし。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内にお ける施業の方法

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項特に記すべき事項なし。

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとする。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な配置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用 道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や 社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速 化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の現状

単位 延長:km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	51	239
うち林業専用道	4	6

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え 方については、次表のとおりとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系作業システム	<u>110m</u> /ha以上
中個科地 (15° - 20°)	車両系作業システム	<u>85m</u> /ha以上
中傾斜地(15°~30°)	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地(30°~35°)	車両系作業システム	60 <u><50></u> m/ha以上
志興料地(30 ~35)	架線系作業システム	20 <u><15></u> m/ha以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上

- 注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動 させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。
 - 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する 森林における路網密度である。

○基幹路網の現状

単位 延長: k m

区分	路線数	延長
基幹路網	53	243
うち林業専用道	4	5

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な 考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地(15°~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
中傾斜地(15 ~30)	架線系作業システム	25m/ha以上
各版约址 (20° - 25°)	車両系作業システム	60m/ha以上
急傾斜地(30°~35°)	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上

- 注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。
 - 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせることとする。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じることとする。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。
- (4) その他必要な事項特に記すべき事項なし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業経営体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業<u>従事者</u>の確保・育成に努めることとする。

さらに、<u>国有林野事業において、森林経営管理制度が円滑に機能するよう貢献する観点</u>から、同制度において活躍が期待される林業経営者の育成にも取り組むこととする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせることとする。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸 太組みで支えるなどの対策を講じることとする。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。
- (4) その他必要な事項特に記すべき事項なし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

収益性の高い林業の再生を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、 林業<u>事業体</u>の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業<u>労働者</u>の確保・育成に 努めることとする。

さらに、森林経営管理制度の導入を踏まえ、国有林野事業においても、同制度が円滑に機能するよう貢献する観点から、同制度において活躍が期待される意欲と能力のある林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、その育成に取り組むこととする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、林地保全に配慮した森林施業を推進するため、急傾斜地等における架線集材技術の普及や継承に努めることとする。

あわせて、コンテナ苗を活用した、立木の伐採と造林の一貫作業システムの導入等により作業効率の向上、省力化が図られるよう配慮する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、 建築物の木造化、内装の木質化、土木事業への活用、製紙及び再生可能エネルギーとしての利用等の多様な分野の取組への協力に努めることとする。

(4) その他必要な事項

ア 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組に資するため、事業の効率化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林と連携した施業の推進に努めることとする。

また、森林経営管理制度の<u>取組が進む中で</u>、自ら森林経営を実施する市町村や、林業経営者を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組むこととする。

イ 山村の振興

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、<u>山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、</u>レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間<u>の活用</u>を推進することとする。

ウその他

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林 業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向 けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、更新にあたっては、立木の伐採(主伐)と造林(植栽)を同時並行で行う一 貫作業システムの導入等により作業効率の向上、省力化が図られるよう配慮する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用、製紙及び再生可能エネルギーとしての利用等の多様な分野の取組への協力に努めることとする。

(4) その他必要な事項

ア 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組に資するため、事業の効率化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林と連携した施業の推進に努めることとする。

また、森林経営管理制度の<u>導入を踏まえ</u>、自ら森林経営を実施する市町村や、林業経営者を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組むこととする。

イ 山村の振興

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、 レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の<u>総合的な利用</u>を推進する こととする。

ウその他

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。	地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及で 民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。
第4 森林の保全に関する事項	第4 森林の保全に関する事項
1 森林の土地の保全に関する事項	1 森林の土地の保全に関する事項 (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する復意に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域や下流都市部にはける飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途の転用は、極力避けることとする。 また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総対的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障
	来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯 池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じること。 する。

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、 次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全の特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積: ha

			- 単位	囬槓 · ha
	森林の所在	面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
	1~180, 233~238, 241~250, 252, 301~334, 336~346, 348~400, (松)6	38, 707. 35	水源かん養保安林	
	244~246, 405~414	506. 24	土砂流出防備保安林	
	155, 160~162, 251-1~251-3	93. 45	土砂崩壊防備保安林	
松本市	422	20. 99	干害防備保安林	
	83, 84, 235, 241, 249, 250, 405, 416~421, 423~426	350. 94	山災H	
	84, 415	57. 37	砂防指定地·山災H	
	+	39, 736. 34		
	503~507, 510, 519~522, 527~531, 574~576, 580, 581	2, 749. 44	水源かん養保安林	
	501, 502, 505, 507~518, 520~526, 532~564, 570~580, 588, 589	25, 709. 66	土砂流出防備保安林	
大町市	518	65. 42	なだれ防止保安林	
74 11	524, 525, 536, 560	18. 79	山災H	
	501, 502, 510~515, 520~522, 524, 525, 536~538, 560, 565~567, 569	1, 327. 77	砂防指定地・山災H	
	計	29, 871. 08		

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区につい ては、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全の特に留意すべき森林の地区

単位 面積: ha

	森林の所在	面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
	1~180, 233~238, 241~250, 252, 301~334, 336~346, 348~400, (松) 6	38, 759. 80	水源かん養保安林	
	244~246, 405~414	506. 24	土砂流出防備保安林	
松本市	155, 160~162, 251-1~251-3	93. 45	土砂崩壊防備保安林	
仏 本	422	20. 99	干害防備保安林	
	83, 84, 235, 241, 249, 250, 405	36. 11	山災H	
	84, 415	57. 37	砂防指定地・山災H	
	計	39, 473. 96		
	503~507, 510, 519~522, 527~531, 574~576, 580, 581	2, 760. 4	1 水源かん養保安林	
	501, 502, 505, 507~518, 520~526, 532~564, 570~580, 588, 589	25, 709. 6	6 土砂流出防備保安林	
大町市	₁ 518	65. 4	2 なだれ防止保安林	
	524, 525, 536, 560	18. 7	9 山災H	
	501, 502, 507, 510~515, 520~522, 524, 525, 536~538, 560, 565~567, 569	1, 329. 1	2 砂防指定地・山災日	
	計	29, 883. 4	0	

単位 面積: ha

			- 1	L 国債・IIa
	森林の所在	面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
	1501~1525, 1533~1563, 1574~1585, 1588~1603, 1605~1618	4, 966. 39	水源かん養保安林	
	1524~1532, 1564~1567, 1604	666. 22	土砂流出防備保安林	
塩 尻 市	1568~1571	191. 61	山災H	
	1510, 1549~1551	5. 36	砂防指定地·山災H	
	計	5, 829. 58		
	204, 205, 210~215, 218, 231, 232	1, 213. 61	水源かん養保安林	
安曇野市	201~212, 215~226, 228, 229, 231	6, 778. 25	土砂流出防備保安林	
女雲野川	204, 213, 225~230	1, 490. 12	山災H	
	計	9, 481. 98		
筑 北 村	(北)1,(井)1	46. 73	水源かん養保安林	
丸 北 们	計	46. 73		
	582, 583, 586, 587	649. 89	水源かん養保安林	
松川村	584, 585	276. 23	土砂流出防備保安林	
	計	926. 12		
	619~628	4, 312. 78	土砂流出防備保安林	
	625	0.12	保健保安林	
白 馬 村	623, 624, 627~629	733. 78	山災H	
	624, 627, 629	3. 80	砂防指定地·山災H	
	計	5, 050. 48		
	601~605, 614~618, (立) 1, 2	2, 364. 44	水源かん養保安林	
小 谷 村	601~604, 606~613, 630~636	4, 733. 35	土砂流出防備保安林	
	計	7, 097. 79		

注1 区域欄の()は、官行造林地名の略を示す。

2 「山災 H」: 山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林

単位 面積: ha

		ı	- 中世	III作 · III
森林の所在	面積	留意すべき事項		備考
区域				
$01\sim1525, 1533\sim1563, 1574\sim1576, \\ 90\sim1593, 1599\sim1603, 1605\sim1618$	4,144.96 水源かん養保安林			
24~1532, 1564~1567, 1604	666. 22	土砂流出防備保安林		
10, 1549~1551	5. 36	砂防指定地・山災H		
計	4, 816. 54			
4, 205, 210~215, 218, 231, 232	1, 213. 61	水源かん養保安林		
1~212, 215~226, 228, 229, 231	6, 778. 59	土砂流出防備保安林		
4, 213, 225~230	1, 429. 78	山災H		
計	9, 421. 98			
明)1	62. 27	水源かん養保安林		
計	62. 27			
比)1,(井)1	46. 73	水源かん養保安林		
計	46. 73			
2, 583, 586, 587	649.89	水源かん養保安林		
4, 585	276. 23	土砂流出防備保安林		
中	926. 12			
(1) 3~5, 7	35. 69	水源かん養保安林		
9~628	4, 312. 78	土砂流出防備保安林		
5	0. 12	保健保安林		
3, 624, 627~629	706. 23	山災H		
4, 627, 629	3.80	砂防指定地・山災H		
計	5, 058. 62			
1~605, 614~618, 江) 1, 2	2, 451. 13	水源かん養保安林		
1~604, 606~613, 630~636	4, 733. 38	土砂流出防備保安林		
計	7, 184. 51			
	区域 01~1525, 1533~1563, 1574~1576, 90~1593, 1599~1603, 1605~1618 24~1532, 1564~1567, 1604 10, 1549~1551 計 4, 205, 210~215, 218, 231, 232 1~212, 215~226, 228, 229, 231 4, 213, 225~230 計 別1 計 と)1, (井)1 計 と)1, (井)1 計 日)3~5, 7 9~628 5 3, 624, 627~629 4, 627, 629 計 1~605, 614~618, 2)1, 2 1~604, 606~613, 630~636	区域 01~1525, 1533~1563, 1574~1576, 90~1593, 1599~1603, 1605~1618 24~1532, 1564~1567, 1604 666. 22 10, 1549~1551 5. 36 4, 816. 54 4, 205, 210~215, 218, 231, 232 1, 213. 61 1~212, 215~226, 228, 229, 231 4, 213, 225~230 1, 429. 78 1 9, 421. 98 1 9, 421. 98 1 46. 73 1 46. 73 1 46. 73 1 46. 73 1 46. 73 2, 583, 586, 587 4, 585 276. 23 1 9~628 3, 624, 627~629 3, 624, 627~629 3, 80 1 1 2, 451. 13 1 -604, 606~613, 630~636 1 7, 184. 51	区域	区域 01~1525, 1533~1563, 1574~1576, 90~1593, 1599~1603, 1605~1618 24~1532, 1564~1567, 1604 666. 22 土砂流出防備保安林 10, 1549~1551 5. 36 砂防指定地・山災日 計 4, 816. 54 4, 205, 210~215, 218, 231, 232 1, 213. 61 水源かん養保安林 1~212, 215~226, 228, 229, 231 6, 778. 59 土砂流出防備保安林 4, 213, 225~230 1, 429. 78 計 9, 421. 98 計 62. 27 比)1, (井) 1 46. 73 と)5, 585, 586, 587 4, 585 276. 23 土砂流出防備保安林 1 926. 12 日)3~5, 7 9~628 4, 312. 78 1 上砂流出防備保安林 5, 058. 62 1~604, 606~613, 630~636 計 7, 184. 51

注 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。

(<u>2</u>) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬 出方法については、次表のとおり定める。

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積:ha

	区分			森林の所在	面積	搬出方法
	総数				3, 565. 27	
市町	松;	本	市	66に, 68いへ・り, 78いはへ・と, 83へ・た, 84り~る, 120ろ, 124に, 131い, 132は~と・り, 138ろ, 139い・~~ち, 140い, 143ろ, 153た, 160に, 161は・り・れ・う・ふ, 163よ・ね, 234は, 236ち・あ・し, 237ろ・は・わ・か・た・ね, 238り・わ・ら・う・の, 243た, 244い・ろ・に・ほ・よ~ら・や・ふ・せ~ん, 246は・に, 247い, 248わ, 304い, 328い341ち, 342ち, 343と, 344い・は、 368は・ヘ, 373い~は・ほ・ヘ, 374い・は・ほ・ヘ, 381い・ほ・へ, 382い・に~ぬ, 383は, 384い・ほ・ぬ・る・わ~よ, 385は, 395ろ・は・は~と, 398ほ, 399に, 401か, 414い	1, 113. 91	
·	大「	HT.	市	503け・ふ, 504は, 506と, 510る, 518ろ, 522ろ・に, 524い, 530い・ろ, 536に・る・わ・よ, 547ほ・へ, 548は, 556ろ, 565そ, 571い, 576ち	564. 37	
別内	塩り	尻	市	1501と・ち、1502い・は・に・ヘ・と・り・ぬ、1504い、1509い~は、1510い、1520ぬ、1526い、1532に・ほ、1545い、1550い・ろ、1551い・は・と・ち・る・わ、1558と・ち、1561い、1562い・は、1564い、1567い、1570い、1570い、1571い、1573い、1574い~は、1575い・は・に、1576い、1577ち、1579ほ、1582と、1583ろ~に、り・る、1584い・に、1585ろ、1592い、1593へ、1603り、1604ち、1605に・ほ~ぬ、1606い・ろ・に・ヘ・と・り~る、1613い~に・と、1614り・ぬ	991. 32	原則として架線集材による。
訳	安曇	: 野		201い・ろ・ほ・と, 202は, 204へ・れ, 208ほ, 215た・な・む, 216に, 218り・よ・れ・そ・ね・ら・う・ の・く〜け, 223い, 231に・へ	558. 59	
	松	Ш	本 工	582に・ヘ・ち・る・わ, 583に, 587に・よ・れ・そ・む・あ	105. 74	
	白)	馬	村	623へ・る, 624て・し・ん02, 626い, 627ほ, 628た	126. 59	
	小。	谷	村	616は・ほ・ぬ, 632い02	104. 75	

(3)森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域や下流都市部における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛士等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じることとする。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との連絡 調整を図り災害の防止に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との 連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の 目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を 行う必要があると認めるときに指定することとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

- ア 山地災害危険地区等における、きめ細やかな治山ダムの設置等による土砂流出の抑 制
- イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化
- ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、渓流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減
 - こうした対策の実施に際しては流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等の ソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、 ICT や新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現場の実情に応じて、在来種を 用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、<u>頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。</u>

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等 の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等 に取り組むこととする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、植栽・緑化に在来種を用いるなど、治山施設の設置等において生物多様性への配慮、保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - ア 区域の設定 鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる、防護柵の設置・維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、わな捕獲(くくりわな等によるものをいう。)等による被害防止対策に取り組む。

(2) その他必要な事項

長野県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき行われる各種被害対策の実施に協力する。特に、捕獲活動を行う場所や方法の調整に当たっては、関係行政機関等との連絡調整を適切に行い、連携した被害対策となるよう努めることとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

松くい虫被害やナラ枯れ被害等については、関係機関及び地域関係者と連携して、早期発見、早期駆除に努め、被害が確認された場合は、民有林と連携し、被害の種類や状況に応じた防除対策を講じ、まん延防止を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)

ニホンカモシカについては、ニホンジカの防除に併せて防護柵の作設等による防除に努める<u>こととし、</u>ツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープの使用等により<u>被</u>害の未然防止に努めることとする。

野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

イ 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる、防護柵の設置・維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、<u>わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。</u>)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、それらの対策は、自動撮影カメラ等によるニホンジカの動向把握や現地調査等の結果を踏まえ適切に実施する。

(2) その他必要な事項

長野県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき行われる各種被害対策の実施に協力する。特に、捕獲活動を行う場所や方法の調整に当たっては、関係行政機関等との連絡調整を適切に行い、連携した被害対策となるよう努めることとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策については、予防と早期発見に努め、被害の種類に対応する防除措置を講ずることとする。

特に、松くい虫の被害に対しては、松くい虫防除対策協議会等の場を通じて民有林 と協調しつつ、より効果的な防除を進めることとする。

また、カシノナガキクイムシの被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

ニホンカモシカについては、ニホンジカの防除に併せて防護柵の作設等による防除に努める。ツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープの使用等により未然に防止することとする。

野鬼、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事については、防火思想の啓発宣伝や林野巡視による予防に重点を置き、関係機関と密接な連携を保ちつつ、防火体制の整備に努めることとする。

(4) その他必要な事項

気象害に対しては、気象条件、地形等現地の実態及び過去の被害発生状況により、適切な作業方法を選択するとともに、特に保護樹帯を適切に設置して被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、スキー等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、<u>森林の巡視及び森林保護についての普及啓発に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら、希少な野生生物の保護、樹木・土石等の盗採掘の未然防止に努めることとする。</u>

ア森林の巡視に関する事項

諸被害が発生する<u>おそれ</u>がある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての<u>普及啓発</u>を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、市町村等の関係機関と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点 を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとす る。

(4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、スキー等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、<u>高山植物をはじめとする貴重な野生動植物種の保護、樹木・土石等の盗採掘防止のため、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら高山植物等盗採掘の未然防止に努めることとする。</u>

ア森林の巡視に関する事項

諸被害が発生する<u>恐れ</u>がある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての<u>啓蒙普及</u>を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及 び過去の被害状況等を踏まえ、市町村等の関係機関と連携しつつ、保護標識等の適 切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に 努めることとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積:千m3

区分	総数			主伐			間伐		
込 ガ	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	606	556	49	268	241	26	338	315	23
うち前半5年分	310	285	24	105	95	10	204	190	14

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総数	3, 292
うち前半5年分	1,990

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新	
総数	612	2	
うち前半5年分	163	0	

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積:千m3

区分		総数			主伐			間伐	
区刀	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	945	877	67	270	249	21	675	628	47
うち前半5年分	463	430	33	130	120	10	333	310	23

2 間伐面積

単位 面積:ha

	区分	間伐面積
総数		4, 906
	うち前半5年分	2, 417

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	409	14
うち前半5年分	197	7

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km、面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図番号	備考 (林班)
開設	自動車道	林業専用道	大町市	鹿島川(大ゴ沢)	1.00 (1)	44	1.00 (1)	1	503
				小計	1.00 (1)	44	1.00 (1)		
開設	自動車道	林業専用道	塩 尻 市	奈 良 井 支 線	1.00 (1)	85	1.00 (1)	2	1509~1510
"	"	n,	"	羽 渕	1.00 (1)	96	1.00 (1)	2	1501~ 1502,
"	11	n,	"	奈良井支線	1.00 (1)	64		2	1508~1509
				小計	3.00 (3)	245	2.00 (2)		
				<u>\$</u> +	4.00 (4)	289	3.00 (3)		

単位 延長:km

開設/ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	備考 (林班)
拡張	自動車道 (路盤工)	林道	松本市	奈川黒川(奈川)	0.10 (4)	0.04 (1)	364~399
"	"	11	"	湯 川	0.02 (1)	0.02 (1)	138
"	"	"	"	境 峠	0.02 (1)	0.02 (1)	400
"	"	"	"	奈川黒川(黒川)	0.06 (2)		305~307,334
				小計	0.20 (8)	0.08 (3)	
拡張	自動車道 (路盤工)	林道	大 町 市	鹿島川(鹿島川)	0.02 (2)		501, 502
				小計	0.02 (2)	0.00 (0)	
拡張	自動車道 (永久橋化)	林道	塩 尻 市	奈 良 井	0.14 (2)	0.13 (1)	1515, 1523, 1524, 1533, 1548
"	自動車道 (路盤工)	"	II	贄川橋戸(橋戸)	0.19 (7)	0.17 (5)	1607~1618
"	"	"	"	贄川橋戸(贄川)	0.19 (5)	0.13 (2)	1590~1603
"	"	"	"	福沢	0.10 (1)	0.10 (1)	1605~1606
"	"	"	"	坊主(桑崎)	0.02 (2)		1573~1580
				小計	0.63 (17)	0.52 (9)	
拡張	自動車道 (永久橋化)	林道	松川村	乳川馬羅尾(馬羅尾)	0.01 (1)	0.01 (1)	582, 587
				小計	0.01 (1)	0.01 (1)	
拡張	自動車道 (路盤工)	林道	小 谷 村	横 川	0.08 (2)	0.08 (2)	_
				小計	0.08 (2)	0.08 (2)	
				計	0.94 (30)	0.69 (15)	

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km、面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半5年 分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	塩尻市	坊 主(桑 崎)	0.20 (1)	31	0.2 (1)	1	1572~1573
"	n	11	n.	奈良井支線	1.00 (2)	84	0.5 (1)	変-① R3.12	1509~1510
				小計	1.20 (3)	115	0.7 (2)		
開設	自動車道	林業専用道	松本市	黒 沢	0.10 (1)	34	0.10 (1)	3	318
				小計	0.10 (1)	34	0.10 (1)		
				# +	1.30 (4)	149	0.80 (3)		

単位 延長:km、面積:ha

開設/			位 置		延長及び		単位 延長:km、面積:ha
拡張	種類	区分	(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半5年分	備考
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	松本市	湯」川	0.01 (1)	0.01 (1)	137~139
"	"	#	"	奈川黒川(奈川)	0.10 (5)	0.06 (3)	364~399
//	"	#	"	奈川黒川(黒川)	0.06 (2)	0.06 (2)	305~307,334
//	"	#	"	黒 川 支 線	0.02 (2)	0.01 (1)	321~333
				小計	0.19 (10)	0.14 (7)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	大町市	鹿 島 川	0.04 (4)	0.02 (2)	501~502
				小計	0.04 (4)	0.02 (2)	
拡張	自動車道 (簡易舗装)	林道	小谷村	横川併用林道	3.51 (1)	3.51 (1)	604
"	自動車道 (一般改良)	"	"	"	0.03 (1)	0.03 (1)	605
"	自動車道 (橋梁改良)	#	"	"	0.03 (2)	0.03 (2)	併用(民地)
				小計	3.57 (4)	3.57 (4)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	塩尻市	奈 良 井	0.05 (3)	0.04 (2)	1523~1524,1533 1515, 1548
//	//	"	"	白川(奈良井)	0.02 (2)	0.01 (1)	1542~1552
#	"	"	"	贄川橋戸(贄川)	0.08 (5)	0.06 (3)	1590~1603
"	"	"	"	贄川橋戸(橋戸)	0.04 (4)	0.02 (2)	1607~1618
"	//	"	"	福 沢	0.01 (1)	0.01 (1)	1605~1606
"	"	"	"	坊主(桑崎)	0.04 (4)	0.02 (2)	1573~1580
				小計	0.24 (19)	0.16 (11)	
				計	4.04 (37)	3.89 (24)	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類	面積	うち	備考
		前半5年分	
総数(実面積)	93,846	93,846	
水源涵養のための保安林	51,087	51,087	
災害防備のための保安林	42, 759	42, 759	
保健、風致のための保安林	10, 386	10, 386	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養の ための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面 積等

単位 面積:ha

***		森林	の所在			松产力压研及去	
指定/解除	種類	市町村	区域	面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考
指定	水源かん養	安曇野市	230	139	139	水源涵養のため	
指定	土砂流出防備	安曇野市	225~229	1, 308	1, 308	災害防備のため	
			合 計	1, 447	1, 447		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類	面積	うち 前半5年分	備考
総数(実面積)	94, 227	94, 227	
が 水源涵養のための保安林	51, 402	51, 402	
災害防備のための保安林	42, 824	42, 824	
保健、風致のための保安林	10, 392	10, 392	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及 び面積等

単位 面積:ha

指定/解除 種類	森林の所在				松声力压和吸引		
	種類	市町村	区域	面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考
指定	水源かん養	安曇野市	230	139	139	水源涵養のため	
指定	土砂流出防備	安曇野市	225~229	1, 308	1, 308	災害防備のため	
			合 計	1, 447	1, 447		

単位 面積:ha

							Ⅲ代 · IId
指定/解	種類	森林	の所在		.	指定又は解除を	備考
除	性粗	市町村	区域(林班)		うち前半 5年分	必要とする理由	1佣-/5
解除	水源かん養、 土砂流出防備	安曇野市	83	0	0		
解除	土砂流出防備	安曇野市	102	0	0	指定理由の消滅	
解除	水源かん養	松本市	208~209	0	0	指定理由の消滅	
解除	水源かん養	松本市	203·204· 208~212· 215·216	5	5	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備	安曇野市	207 · 209	1	1	指定理由の消滅	
解除	水源かん養	松本市	523	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備	大町市	524	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備	大町市	524	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備、保健	白馬村	625	1	1	指定理由の消滅	
			合 計	7	7		

単位 面積:ha

						+ 117	四7月 •	1 KJ
指定/	14 MT	森林	の所在			指定又は解除を	/++: - 1 -y.	
解除	種類	市町村	区域	面積	うち前半 5年分	必要とする理由		
解除	水源かん養	松本市	83	0	0	公園事業		
解除	水源かん養	松本市	102	0	0	指定理由の消滅		
解除	土砂流出防備	安曇野市	208~209	0	0	指定理由の消滅		
解除	水源かん養 土砂流出防備	安曇野市	203·204· 208~212· 215·216	5	5	指定理由の消滅	変更	
解除	土砂流出防備	安曇野市	207 • 209	1	1	指定理由の消滅	変更	
解除	土砂流出防備	大町市	523	0	0	指定理由の消滅		
解除	土砂流出防備	大町市	524	0	0	指定理由の消滅		
解除	土砂流出防備	大町市	524	0	0	指定理由の消滅		
解除	土砂流出防備、保健	白馬村	625	1	1	指定理由の消滅		
			合 計	7	7			

注1 指定及び解除の別に記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとに総数も記載する。 2 区域欄には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載する。

- ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積 該当なし。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位:林班数

					F15. 47	A).L.3
	森 林 の 所 在	治山事業施工				de.
市町村	区域	地区数	うち前半 5年分	主な工種	備	考
松本市	$78 \sim 82, 83 \sim 85, 86 \sim 88, 98 \sim 100, 109 \sim 111, \\112 \sim 114, 115 \sim 118, 119 \sim 128, 129 \sim 140, \\336 \sim 346, 348 \sim 358$	23	18	渓間工,山腹工,その他		
大町市	504~506, 507~510, 522·523·526·527, 524, 535~537, 547·548·588	9	5	溪間工,山腹工		
塩 尻 市	$1501 \sim 1516 \cdot 1547 \sim 1554, 1517 \sim 1546, \\ 1559 \sim 1573, 1574 \sim 1585, 1588 \sim 1604, \\ 1605 \sim 1618$	21	16	渓間工,山腹工		
安曇野市	205~207, 208, 211 · 212, 213~215	6	2	溪間工,山腹工		
松川村	582~587	3	2	渓間工		
白 馬 村	623~629	3	3	渓間工,山腹工		
小谷村	601~606, 633, 634~636	5	4	渓間工,山腹工		
	計:	70	50			

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域(単位流域)に属する 林町名を記載

- ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位:林班数

		治山事業施工		主な工種	備	*
市町村	区 域 (林班)	地区数	うち前半 5年分	エる工程	VHI	-1-7
松本市	$\begin{array}{llllllllllllllllllllllllllllllllllll$	33	22	渓間工、山腹工、 本数調整伐		
大町市	501~503, 504~506, 507~510, 522 · 523 · 526 · 527, 524, 538~541	8	7	渓間工、山腹工		
	1501~1516 · 1547~1554, 1517~1546, 1555~1558, 1559~1573, 1574~1585, 1588~1603 · 1604, 1605~1618	10	7	渓間工、山腹工、 本数調整伐		
安曇野市	201~204 · 216 · 217, 208, 211 · 212, 218, 222~229	3	2	渓間工、山腹工、 本数調整伐		
松川村	582~587	4	4	渓間工、本数調整伐		
白 馬 村	623~629	2	1	渓間工、山腹工		
小 谷 村	601~606, 607~614, 634~636	8	3	渓間工、山腹工		
	章4 同一 ・ - - - - - -	68	46			

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域(単位流域)に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所(森林整備を除く。)に関係する林班数を計上。

² 治山事業施工地区数棚には、治山事業を実施する箇所(森林整備を除く。)に関係する林班数を計上。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

		森林の所在	712	面積:ha 施業
種類	市町村	区域	面積	施業 方法
水源かん養保安林	松本市	49~63, 71~73, 75, 76, 129~134,	11, 301. 68	
		$136 \sim 139, 144, 145, 147 \sim 159, 164 \sim 180, \\ 233 \sim 238, 241 \sim 244, 252, 301 \sim 334, \\ 336 \sim 346, 348 \sim 400,$		別紙
		(松)6		
水源かん養保安林 国立公園第1種特別地域		74, 75, 81, 82	192. 01	0
水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域		74, 81, 82, 129, 131, 132, 134~137, 140, 143, 144	893. 49	ځ .
水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域		135~137, 140, 142, 145~149	609. 53	お
水源かん養保安林 国定公園第1種特別地域		245, 246	158. 24	b
当定公園第1 電行が必須 水源かん養保安林 国定公園第2種特別地域		249, 250	18. 28	
国定公園界2 僅付別地域 水源かん養保安林 国定公園第3 種特別地域	-	249, 250, 252	426. 71	
本源かん養保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		86, 87, 92~96, 99~101	2, 178. 12	
水源かん養保安林 砂防指定地		$1\sim29, 37\sim48, 64\sim70, 77, 126\sim128, 141, 155, 160\sim163, 233, 234, 241, 242, 320, 321, 326, 327, 333$	8, 495. 83	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		119, 121	188. 93	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		80~82	29. 23	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		14, 15, 18, 19, 22, 24~41, 78~82, 120~129, 140	3, 665. 74	
水源かん養保安林 砂防指定地 国定公園第2種特別地域		247, 248	13. 42	
水源かん養保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		247, 248	378. 35	
水源かん養保安林 砂防指定地 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		85, 86, 99, 115, 118	228. 14	
水源かん養保安林 砂防指定地 烏歐保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		113	4. 81	
国立公園村別保護地区 水源かん養保安林 鳥献保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		102~104	1, 835. 19	

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり 定める。

種類	L	森林の所在	面積
	市町村	区域	
水源かん養保安林	松本市	$49\sim63,71\sim73,75,76,129\sim134,$	11, 356. 84
		$136 \sim 139, 144, 145, 147 \sim 159, 164 \sim 180,$	
		$233 \sim 238, 241 \sim 244, 252, 301 \sim 334,$	
		336~346, 348~400,	
	4	(松)6	
水源かん養保安林		74, 75, 81, 82	192.01
国立公園第1種特別地域	_		
水源かん養保安林		74, 81, 82, 129, 131, 132, 134~137,	906. 53
国立公園第2種特別地域		140, 143, 144	
水源かん養保安林		135~137, 140, 142, 145~149	609.53
国立公園第3種特別地域			
水源かん養保安林	1	245, 246	158, 24
国定公園第1種特別地域			
水源かん養保安林	1	249, 250	18, 28
国定公園第2種特別地域		210, 200	10.20
水源かん養保安林	1	249, 250, 252	426, 71
国定公園第3種特別地域		249, 200, 202	120.11
水源かん養保安林	+	86, 87, 92~96, 99~101	2, 179, 10
特別史跡名勝天然記念物		80, 81, 92 - 90, 99 - 101	2, 179. 10
日立公園特別保護地区 国立公園特別保護地区			
	4		0.405.00
水源かん養保安林		1~29, 37~48, 64~70, 77, 126~128, 141,	8, 495. 93
砂防指定地		155, 160~163, 233, 234, 241, 242, 320,	
		321, 326, 327, 333	
水源かん養保安林		119, 121	188. 93
砂防指定地			
国立公園特別保護地区			
水源かん養保安林		80~82	29. 23
砂防指定地			
国立公園第1種特別地域			
水源かん養保安林	1	14, 15, 18, 19, 22, 24~41, 78~82,	3, 652, 70
砂防指定地		120~129	
国立公園第2種特別地域			
水源かん養保安林	1	247, 248	13, 42
砂防指定地		,	
国定公園第2種特別地域			
水源かん養保安林	1	247, 248	378, 35
砂防指定地		211, 210	0.0.00
国定公園第3種特別地域			
水源かん養保安林	1	85, 86, 99, 115, 118	228, 14
砂防指定地		05, 00, 55, 115, 116	220.11
特別史跡名勝天然記念物			
可加文助名 <i>朋</i> 人然記念物 国立公園特別保護地区			
MATTER	1	113	4. 81
水原がん養床女杯 沙防指定地		110	7.01
鳥獣保護区特別保護地区			
特別史跡名勝天然記念物			
国立公園特別保護地区			
水源かん養保安林	1	102~104	1, 835, 24
鳥獣保護区特別保護地区		1.2 1.1	1,000.24
特別史跡名勝天然記念物			

ALTERNATION AND ALTERNATION AN		森林の所在		施業
種類	市町村	区域	面積	方法
水源かん養保安林 保健保安林	松本市	129, 134~137, 143~148	463. 61	別
国立公園特別保護地区				紙
水源かん養保安林 保健保安林		129, 130, 134~137, 143~148	660. 76	が
国立公園第1種特別地域				
水源かん養保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物		83~86, 88~91, 97, 98, 115, 116	1, 925. 72	とお
国立公園特別保護地区 水源かん養保安林		84	6. 31	-
が		0.1	0.31	b
水源かん養保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 特別母樹林		85	1.71	
国立公園特別保護地区		100 100	15.51	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地		126~128	15. 71	
国立公園特別保護地区				
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		126~128	115. 16	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 特別史跡名勝天然記念物		83~86, 89~91, 98, 115~118	463. 92	
国立公園特別保護地区 水源かん養保安林 保健保安林 矽防指定地 鳥骸保護区特別保護地区		109~113	199. 83	
病歌床设置特別床设地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区				
水源かん養保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物		105~114	4, 228. 52	
国立公園特別保護地区 水源かん養保安林 保健保安林		114	8. 40	
床硬床女杯 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第2種特別地域				
土砂流出防備保安林		244, 405~413	332. 27]
土砂流出防備保安林 国定公園第1種特別地域		245, 246	144. 66	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		414	29. 31	
土砂崩壊防備保安林		251-2, 251-3	33. 91	
土砂崩壊防備保安林 砂防指定地		155, 160~162	49. 83	

	1	森林の所在		面積: h:
種類	市町村	区域	面積	方法
水源かん養保安林	松本市	129, 134~137, 143~148	463. 61	別
保健保安林	12/4/11	120, 104 107, 140 140	105.01	紙
国立公園特別保護地区				0
	4			کے
水源かん養保安林		$129, 130, 134 \sim 137, 143 \sim 148$	660.76	お
保健保安林				b)
国立公園第1種特別地域				, ,
水源かん養保安林		83~86, 88~91, 97, 98, 115, 116	1, 925. 72	
保健保安林				
特別史跡名勝天然記念物				
国立公園特別保護地区	1			
水源かん養保安林		84	6. 31	
保健保安林				
特別史跡名勝天然記念物				
国立公園第2種特別地域				
水源かん養保安林		85	1.71	
保健保安林				
特別史跡名勝天然記念物				
特別母樹林				
国立公園特別保護地区]
水源かん養保安林	1	126~128	15. 71	
保健保安林				
砂防指定地				
国立公園特別保護地区				
水源かん養保安林	1	126~128	115. 16	
保健保安林				
砂防指定地				
国立公園第1種特別地域				
水源かん養保安林	1	$83 \sim 86, 89 \sim 91, 98, 115 \sim 118$	464. 16	
保健保安林				
砂防指定地				
特別史跡名勝天然記念物				
国立公園特別保護地区				
水源かん養保安林	1	109~113	199.83	
保健保安林				
砂防指定地				
鳥獣保護区特別保護地区				
特別史跡名勝天然記念物				
国立公園特別保護地区				
水源かん養保安林	1	105~114	4, 224. 57	
保健保安林				
鳥獣保護区特別保護地区				
特別史跡名勝天然記念物				
国立公園特別保護地区				
水源かん養保安林	1	114	8. 27	1
保健保安林				
鳥獣保護区特別保護地区				
特別史跡名勝天然記念物				
国立公園第2種特別地域				
土砂流出防備保安林	1	244, 405~413	332. 27	1
土砂流出防備保安林	1	245, 246	144. 66	1
		240, 240	144.00	
国定公園第1種特別地域	+		20.00	4
土砂流出防備保安林		414	29. 31	
砂防指定地	1			1
土砂崩壊防備保安林		251-2, 251-3	33. 91	
十砂崩壊防備保安林	1	155, 160~162	49, 83	1
砂防指定地	1	1		1

		森林の所在		面積:ha
種類	市町村	区域	面積	方法
土砂崩壊防備保安林	松本市	251-1	9. 71	別
干害防備保安林		422	20. 99	1
国立公園特別保護地区		83~86, 89, 91, 94, 95, 97, 98, 100, 102, 103, 105~107, 110, 111, 114, 115, 136, 137,	13. 54	紙の
		143~145		0)
国立公園第1種特別地域		143, 144	2. 11	と
国立公園第2種特別地域		84, 114, 129, 136, 143, 144	23. 04	お
国立公園第3種特別地域		137, 140, 142	0. 70	40
国定公園第1種特別地域		245, 246	114. 07	ŋ
国定公園第2種特別地域		249, 250	21. 69	
国定公園第3種特別地域		252	3. 69	1
砂防指定地		$1\sim6, 10, 11, 42, 47, 65\sim70, 77, 78, 80\sim86,$ $109, 111\sim113, 117\sim120, 122\sim128, 155,$ $160\sim163, 233, 234, 247, 320, 415$	106. 86	-
風致地区		251-1	0.04	1
水源かん養保安林	大町市	503~507, 510, 574~576, 580, 581	1, 252. 29	
水源かん養保安林 砂防指定地		503, 504, 506, 507, 510, 519~522, 527~531	1, 395. 31	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		528	11. 13	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		520, 522	18. 35	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地		522	12. 28	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		520~522	60. 08	
土砂流出防備保安林		501, 502, 507~511, 514~518, 520, 521, 526, 532~540, 560~564, 570~580	5, 918. 20	
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		508~510, 512~515, 521, 523~525, 532, 533, 537, 540, 541, 549~552, 555~557, 563, 577, 578, 588, 589	4, 907. 51	
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域		505, 508, 509, 523~526, 532, 533, 537, 538, 540, 543, 544, 546~552, 555~557, 559, 561~563, 576~578, 588, 589	6, 212. 53	
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		511~513, 520~526, 536~543, 547, 554~561	2, 161. 92	
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域		508~511, 513, 544~547, 550~553, 555~557, 559	2, 702. 13	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		511, 526, 535, 538~540, 560, 561	75. 09	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		524, 525, 548, 549, 588, 589	168. 72	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		523~525, 535~547, 550~554, 558~562, 564	586. 02	

			単位	面積:ha
種類	市町村	森林の所在	面積	施業方法
土砂崩壊防備保安林	松本市	251-1	9. 71	別
風致地区	124 - 1 - 114		02	紙
干害防備保安林		422	20. 99	の
国立公園特別保護地区		83~86, 89, 91, 94, 95, 97, 98, 100, 102,	12. 53	- と お
		$103, 105 \sim 107, 109 \sim 111, 113 \sim 115,$		l h
		136, 137, 143~145		1
国立公園第1種特別地域		143, 144	2. 11	-
国立公園第2種特別地域		84, 114, 129, 136, 143, 144	23. 17	
国立公園第3種特別地域		137, 140, 142	0.70	
国定公園第1種特別地域		245, 246	114. 07	
国定公園第2種特別地域		249, 250	21. 69	
国定公園第3種特別地域		252	3. 69	
砂防指定地		$1 \sim 6, 10, 11, 42, 47, 65 \sim 70, 77, 155, \\ 160 \sim 163, 233, 234, 320, 415$	58. 24	
砂防指定地		247	0.12	
国定公園第2種特別地域				
砂防指定地		247	3. 53	
国定公園第3種特別地域 砂防指定地		78, 80~82, 120, 122~128	20. 41	-
国立公園第2種特別地域		76, 80° 482, 120, 122° 4128	20.41	
砂防指定地		83~86, 109, 111~113, 117~119	24. 22	1
国立公園特別保護地区				
風致地区		251-1	0.04	
水源かん養保安林	大町市	503~507, 510, 574~576, 580, 581	1, 261. 22	
水源かん養保安林 砂防指定地		503, 504, 506, 507, 510, 519~522, 527~531	1, 397. 35	
水源かん養保安林		528	11. 13	Ī
砂防指定地				
国立公園第1種特別地域				_
水源かん養保安林 砂防指定地		520, 522	18. 35	
国立公園第2種特別地域				
水源かん養保安林		522	12. 28	1
保健保安林				
砂防指定地				
水源かん養保安林		520~522	60.08	
保健保安林 砂防指定地				
国立公園第2種特別地域				
土砂流出防備保安林		501, 502, 507~511, 514~518, 520, 521,	5, 918. 20	1
		$526, 532 \sim 540, 560 \sim 564, 570 \sim 580$		1
土砂流出防備保安林		508~510, 512~515, 521, 523~525, 532,	4, 907. 51	
国立公園特別保護地区		533, 537, 540, 541, 549~552, 555~557, 563, 577, 578, 588, 589		
土砂流出防備保安林		$505, 508, 509, 523 \sim 526, 532, 533, 537,$	6, 212, 53	+
国立公園第1種特別地域		538, 540, 543, 544, 546~552, 555~557,	0, 212. 00	
		559, 561~563, 576~578, 588, 589		
土砂流出防備保安林		$511 \sim 513, 520 \sim 526, 536 \sim 543, 547,$	2, 161. 92	1
国立公園第2種特別地域		554~561		1
土砂流出防備保安林		$508 \sim 511, 513, 544 \sim 547, 550 \sim 553, 555 \sim 557, 559$	2, 702. 13	
国立公園第3種特別地域		əəə ~əə≀, əəy		L

泽坪		森林の所在	云往
種類	市町村	区域	面積
上砂流出防備保安林 炒防指定地 国立公園第3種特別地域	大町市	544~547, 550~553	128. 08
上砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		542~544, 546, 588, 589	2, 824. 15
上砂流出防備保安林 足跡名勝天然記念物 国立公園第1種特別地域		548, 588	25. 31
なだれ防止保安林	7	518	65. 42
国立公園特別保護地区	7	508, 509, 512, 524, 525, 544, 550	0.31
国立公園第1種特別地域		524, 550, 559	0.16
国立公園第2種特別地域		511, 523~525, 536~538, 540, 541, 554, 557~559, 561	23. 21
国立公園第3種特別地域		511, 552	1. 23
沙防指定地		501, 502, 504, 506, 510~515, 519~526, 535~540, 548, 550~554, 558~561, 565~567, 569	1, 351. 40
水源かん養保安林	塩尻市	1501~1525, 1533~1535, 1537~1563, 1574~1585, 1588~1603, 1605~1618	4, 665. 89
水源かん養保安林 郡土環境保全地域		1564	17. 60
水源かん養保安林 国定公園第1種特別地域		1536	5. 31
k源かん養保安林 国定公園第2種特別地域		1536	38. 54
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		1536	239. 05
上砂流出防備保安林		1524~1526, 1532, 1564~1567, 1604	381.90
上砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域		1527~1531	284. 32
少防指定地		1510, 1549~1551	5. 36
水源かん養保安林	安曇野市	210~215, 218, 231, 232	1, 079. 03
×源かん養 国立公園第2種特別地域	7	204, 205, 210~213, 215	53. 89
水源かん養 国立公園第3種特別地域		204, 205, 213	76. 35
水源かん養 少防指定地		211, 212	2. 01
×源かん養 炒防指定地 国立公園第2種特別地域		211, 212	1.02
水源かん養 特別母樹林 国立公園第2種特別地域		204	1.31
土砂流出防備保安林		201, 203, 210~212, 216~226, 228, 229, 231	2, 108. 57
上砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		206, 207, 209~212, 220~224	499. 10

種類		森林の所在	面積	施美
	市町村	区域		方法
上砂流出防備保安林 砂防指定地	大町市	511, 526, 535, 538~540, 560, 561	75. 09	別紙
土砂流出防備保安林 砂防指定地		524, 525, 548, 549, 588, 589	168. 72	のと
国立公園第1種特別地域				お
上砂流出防備保安林 砂防指定地		523~525, 535~547, 550~554, 558~562, 564	586.02	ŋ
国立公園第2種特別地域				
上砂流出防備保安林 砂防指定地		544~547, 550~553	128. 08	
国立公園第3種特別地域 上砂流出防備保安林		E49 - E44 E4C E99 E90	0.004.15	
上砂流凸的偏保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		542~544, 546, 588, 589	2, 824. 15	
土砂流出防備保安林		548, 588	25. 31	
史跡名勝天然記念物 国立公園第1種特別地域		010, 000	20.01	
なだれ防止保安林		518	65.42	
国立公園特別保護地区		508, 509, 512, 524, 525, 544, 550	0.31	
国立公園第1種特別地域		524, 550, 559	0.16	
国立公園第2種特別地域		511, 523~525, 536~538, 540, 541, 554,	23. 21	
当上公園为乙種竹川地域		557~559, 561	20.21	
国立公園第3種特別地域		511, 552	1.23	
砂防指定地		501, 502, 504, 506, 507, 510, 511, 514, 515, 519, 526, 535, 538, 560, 565~567, 569	1, 221. 20	
砂防指定地 国立公園第1種特別地域		524, 525, 548	0.88	
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		511~513, 520~525, 535~540, 550~554, 558~561, 565	122. 50	
砂防指定地 国立公園第3種特別地域		511, 513, 551~553	9. 97	
水源かん養保安林	塩尻市	$1501 \sim 1525, 1533 \sim 1535, 1537 \sim 1563, \\ 1574 \sim 1576, 1590 \sim 1593, 1599 \sim 1603, \\ 1605 \sim 1618$	3, 844. 46	
水源かん養保安林 郷土環境保全地域		1564	17.60	
水源かん養保安林 国定公園第1種特別地域		1536	5. 31	
ポットの 水源かん養保安林 国定公園第2種特別地域		1536	38. 54	
当足公園第2個代別地域 水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		1536	239. 05	
土砂流出防備保安林		1524~1526, 1532, 1564~1567, 1604	381.90	
上砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域		1527~1531	284. 32	
砂防指定地		1510, 1549~1551	5. 36	
水源かん養保安林	安曇野市	210~215, 218, 231, 232	1, 079. 03	
水源かん養 国立公園第2種特別地域	7.26.11	204, 205, 210~213, 215	53. 89	
水源かん養 国立公園第3種特別地域		204, 205, 213	76.35	
水源かん養 砂防指定地		211, 212	2.01	
水源かん養 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		211, 212	1.02	

	1	_	単位	面積:ha
種類		森林の所在	面積	施業
1至次(市町村	区域	四個	方法
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域	安曇野市	203~205, 207~212, 220~224	1, 474. 93	別
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		201~210, 215, 216	1, 802. 37	紙
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域		202, 203, 209~212, 219~224	814.44	の
土砂流出防備保安林 砂防指定地		202	35.68	と
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		216	18.46	お
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第3種特別地域		203	24.70	b
国立公園特別保護地域		223, 224, 227	15, 62	
国立公園第2種特別地域	-	204, 205, 208~211, 213, 215, 216, 226, 227	57. 42	
国立公園第3種特別地域		203, 204	1, 65	
砂防指定地		203, 211, 212, 216	2.53	
水源かん養保安林	筑北村	(北)1,(井)1	46. 73	
水源かん養保安林	松川村	582, 583, 586, 587	649.89	
土砂流出防備保安林	14/11/1	584, 585	276. 23	
土砂流出防備保安林	白馬村	622~624, 628	392.37	
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域	□ wa 1 1	627	3. 10	
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		621, 623~625	387. 78	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		622, 628	1.88	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		619, 620	374.13	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		619, 620	781.71	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		619~621	260.80	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第1種特別地域		626~628	668.32	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第2種特別地域		625	150.49	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		626, 627	2.09	

- COT- MICE		森林の所在	単位 一
種類	市町村	区域	面積
k源かん養 特別母樹林 国立公園第2種特別地域	安曇野市	204	1. 31
土砂流出防備保安林	1	201~203, 210~212, 216~226, 228, 229, 231	2, 144. 25
上砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区	1	206, 207, 209~212, 220~224	499. 10
上砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域		203~205, 207~212, 220~224	1, 474. 93
上砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		201~210, 215, 216	1, 802. 34
上砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域		202, 203, 209~212, 219~224	819. 59
上砂流出防備保安林 沙防指定地 国立公園第2種特別地域		216	18. 46
上砂流出防備保安林 沙防指定地		203	19. 92
国立公園第3種特別地域 国立公園特別保護地域	-	223, 224, 227	15, 62
立公園第2種特別地域	-	204, 205, 208~211, 213, 215, 216, 226, 227	57. 39
立公園第2種行別地域 立公園第3種特別地域	-	203, 204	2. 11
	-		1. 05
♭防指定地 ⊌防指定地	-	211, 212	
がい		211, 216	0.65
k源かん養保安林	朝日村	(朝)1	62. 27
(源かん養保安林	筑北村	(北)1,(井)1	46. 73
源かん養保安林	松川村	582, 583, 586, 587	649.89
砂流出防備保安林		584, 585	276. 23
源かん養保安林	白馬村	(白)3~5,7	35. 69
:砂流出防備保安林		622~624,628	392.37
_砂流出防備保安林 立公園第1種特別地域	1	627	3. 10
上砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		621, 623~625	387. 78
上砂流出防備保安林 砂防指定地		622, 628	1. 88
土砂流出防備保安林 沙防指定地 国立公園特別保護地区		619, 620	374. 13
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		619, 620	781. 71
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		619~621	260. 80
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第1種特別地域		626~628	668. 32
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第2種特別地域	1	625	150. 49
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		626, 627	2.09

種類	1	森林の所在		施
性規	市町村	区域	面積	方
二砂流出防備保安林 R健保安林 砂防指定地	白馬村	625	2. 02	另
国立公園第2種特別地域 上砂流出防備保安林	_	626, 626	29.14	紐
k健保安林 防指定地 所別史跡名勝天然記念物				o Ł
立公園特別保護地区 砂流出防備保安林 健保安林		621,625~627	1, 258. 95	‡
所史跡名勝天然記念物 日立公園特別保護地区				Ņ
₹健保安林 >防指定地 引立公園第2種特別地域		625	0.12	
]立公園特別保護地区	7	625, 626	0.53	
立公園第1種特別地域	7	628	0.10	
]立公園第2種特別地域	7	621, 623~625	48.98	
防指定地	_	620, 621, 622, 624, 625, 627, 629	4.01	
源かん養保安林	小谷村	601~605, 614~618	2, 364. 44	
砂流出防備保安林		601~604, 606, 630~634, 636	1, 356. 32	
改流出防備保安林 日立公園第1種特別地域		602, 603, 607, 608, 610, 611, 635	712.86	
上砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		607, 608, 611, 612, 630, 631	613. 13	
:砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域		607~613	1, 033. 31	
上砂流出防備保安林 炒防指定地		633~636	913. 34	
上砂流出防備保安林 保健保安林 沙防指定地 		636	17.50	
上砂流出防備保安林 R健保安林 导獣保護区特別保護地区		636	36. 69	
上砂流出防備保安林 保健保安林 导獣保護区特別保護地区 国立公園第1種特別地域		630	37. 19	
砂流出防備保安林 全健保安林 動獣保護区特別保護地区 国立公園第2種特別地域		630	13.01	
立公園第1種特別地域		630, 635	11.61	
]立公園第2種特別地域		607, 611, 612	8.95	
防指定地	7	633~636	1.99	
		636	0.03	

注1 区域欄には、当該区域の属する林班名を記載。	
--------------------------	--

² 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。

并 据		森林の所在	単位 百
種類	市町村	区域	面積
上砂流出防備保安林	白馬村	625	2.02
保健保安林			
沙防指定地			
国立公園第2種特別地域		202 202	00.11
上砂流出防備保安林		626, 626	29. 14
R健保安林 炒防指定地			
5別 中 足 地			
国立公園特別保護地区			
上砂流出防備保安林		621,625~627	1, 258. 95
R健保安林		,	-,
 特別史跡名勝天然記念物			
国立公園特別保護地区			
 保健保安林		625	0.12
沙防指定地			
国立公園第2種特別地域			
国立公園特別保護地区		625, 626	0.53
国立公園第1種特別地域		628	0.10
国立公園第2種特別地域		621,623~625	48.98
少防指定地		622, 627, 629	2. 67
沙防指定地		625	0.14
ラの 相 足 地 国 立 公 園 特 別 保 護 地 区		020	0.14
沙防指定地		620	0.02
国立公園第1種特別地域		020	0.02
沙防指定地		621, 624	1.18
国立公園第2種特別地域		, ·	
k源かん養保安林	小谷村	601~605,614~618,(立)1,2	2, 450. 97
k源かん養保安林		(立)1	0.16
沙防指定地			0,10
上砂流出防備保安林		601~604, 606, 630~634, 636	1, 356. 32
上砂流出防備保安林		602, 603, 607, 608, 610, 611, 635	712, 86
国立公園第1種特別地域		002, 003, 001, 000, 010, 011, 033	112.00
上砂流出防備保安林		607, 608, 611, 612, 630, 631	613. 16
国立公園第2種特別地域			
上砂流出防備保安林		607~613	1,033.31
国立公園第3種特別地域			
上砂流出防備保安林		633~636	913.34
沙防指定地			
上砂流出防備保安林		636	17.50
保健保安林			
沙防指定地			
易獣保護区特別保護地区 1700次出生機保存せ		coc	00.00
上砂流出防備保安林		636	36. 69
R健保安林 导獣保護区特別保護地区			
		630	97.10
上砂流出防備保安林		030	37. 19
R健保安林 			
·····································			
1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.		630	13.01
R健保安林			
鳥獣保護区特別保護地区			
国立公園第2種特別地域			
国立公園第1種特別地域		630, 635	11.61
国立公園第2種特別地域		611, 612	8. 92
	1		1.00
少防指定地		633~636	1.99

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法
水源かん養 禁保安林	禁伐	主伐に係る伐採を禁止する。 また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。
	択伐	主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢(市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ)以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林(植栽指定の箇所)については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。
	皆伐	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準 伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の 限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とす る。 間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるもの とする。 間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の 初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その 伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとして も、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に おいて、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが 確実であると認められる範囲の材積とする。 植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたて ている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初 日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種 の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとす る。

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施業の方法	備考
水源かん養保安林	禁伐	主伐に係る伐採を禁止する。 また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の
	択伐	主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢(市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ)以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林(植栽指定の箇所)については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。	
	皆伐	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準 伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の 限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とす る。 間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるもの とする。 間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の 初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その 伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとして も、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に おいて、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが 確実であると認められる範囲の材積とする。 植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたて ている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初 日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種 の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとす る。	による。

種類	伐採種	施 業 の 方 法	備考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細に
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	ついては
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	、保安林指定の
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	の際に定め
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	際に定める箇所別
干害防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	0
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	指定施業要件による。
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
なだれ防止 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細に
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	ついては
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	、保安林指定の際
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	の際に定め
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	に定める箇所別
干害防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	の
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	指定施業要件による。
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	5る。
なだれ防止 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこと とする。
第1種特別地域	1 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は標準伐期齢(市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ)に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種特別地域	1 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施 し、特に施業の制限を受けないものとする。

- 注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日34林野指 第6417号林野庁長官通達)による。
 - 2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については長野県立自然公園条例 等による。

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこと とする。
第1種特別地域	1 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は標準伐期齢(市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ)に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	1 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長者しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。6 で指伐法による場合その伐区は次のとおりとする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施 し、特に施業の制限を受けないものとする。

- 注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日34林野指 第6417号林野庁長官通達)による。
 - 2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については長野県立自然公園条例等による。

ものについては、伐採種は択伐とし(その桯度が特に著しいと認められるものについて は禁伐)、その他の森林にあっては伐採種を定めない。

- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢(市町村森林整備計画で定める標準伐期齢)に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は 禁伐とする。
- 注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達)による。

(別紙3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)、その他の森林にあっては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢(市町村森林整備計画で定める標準伐期齢)に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は <u>*</u>禁伐とする。
- 注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達)による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区分	施 業 の 方 法	備考
砂防指定地	以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ 県知事に協議するものとする。協議に係る行為について 変更をしようとするときも、また同様とする。 1 建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、 移転又は除去 2 立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地 引きによる運搬 3 切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する 行為 4 たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 5 土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若 しくは投棄 6 樹根又は草根の採取 7 牛馬その他の家畜の放牧	詳細は、長野 県砂防指定地管 理条例(平成14 年12月26日 条例第57号)に よる。
特別母樹林	禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下1~4)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合	詳細は、林業種 苗法の施行につ いて(昭和45年 8月31日 45林野造第887 号 農林事務次 官通達)によ る。
特別史跡名勝 天然記念物及 び史跡名勝天 然記念物	禁伐とする。	詳細は、文化財保護法等による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備考
砂防指定地	以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ 県知事に協議するものとする。協議に係る行為について 変更をしようとするときも、また同様とする。 1 建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、 移転又は除去 2 立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地 引きによる運搬 3 切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する 行為 4 たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 5 土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若 しくは投棄 6 樹根又は草根の採取 7 牛馬その他の家畜の放牧	詳細は、長野 県砂防指定地管 理条例(平成14 年12月26日 条例第57号)に よる。
特別母樹林	禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下1~4)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合	詳細は、林業種 苗法の施行につ いて(昭和45年 8月31日 45林野造第887 号 農林事務次 官通達)によ る。
特別史跡名勝 天然記念物及 び史跡名勝天 然記念物	禁伐とする。	詳細は、文化財保護法等による。

2 その他必要な事項

(1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

(2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした<u>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月に施行され、木材の利用を促進する主な対象が公共建築物から建築物一般に拡大するなど、木材の利用拡大を図る取組が進められている。</u>

このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、<u>木材利用の意養や木材に関する情報等を積極的に発信していくこととする。また</u>地域で生産される木材のブランド化、需要動向に応じた木材の安定供給体制や効率的なサプライチェーンの構築に向け、地方公共団体や地域の林業・木材産業関係者と連携・協力した取組を行うこととする。

2 その他必要な事項

(1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

(2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした<u>「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されるなど、木材の利用促進が図られており、「第32回オリンピック競技大会(2020/東京)」及び「東京2020パラリンピック大会」では、競技会場や選手村などの主要施設で木材が利用されている。</u>

このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、地域で生産される木材のブランド化<u>及び</u>需要動向に応じた木材の安定供給体制<u>の構築を行っていくため、</u>地方公共団体や地域の林業・木材産業関係者と連携・協力した取組を行うこととする。

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

	区分	森林の区域	面積	施業方法
	総数		98, 633. 20	
	松本市	$1 \sim 180, 233 \sim 238, 241 \sim 252, 301 \sim 334, 336 \sim 346, 348 \sim 426$	40, 103. 57	施業方法については、Ⅱ -第3-4(1)イのと
	大町市	501~567, 569~581, 588, 589	29, 906. 09	」おり。
市町	塩尻市	1501~1585, 1588~1618	5, 997. 40	
村別	安曇野市	201~232	9, 509. 26	
内和	松川村	582~587	926. 83	
訳	白馬村	619~629	5, 059. 16	
	小谷村	601~618, 630~636	7, 130. 89	

注 森林の区域は林班により表示。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

	区分	森林の区域	面積	施業方法
	総数		98, 697. 06	
	松本市	$1 \sim 180, 233 \sim 238, 241 \sim 252,$ $301 \sim 334, 336 \sim 346, 348 \sim 426$	40, 152. 18	施業方法については、 Ⅱ-第3-4(1)イ
	大町市	$501 \sim 567, 569 \sim 581, 588, 589$	29, 921. 40	のとおり。
市町	塩 尻 市	1501~1585, 1588~1618	5, 997. 40	
村別	安曇野市	201~232	9, 509. 20	
内	松川村	582~587	926.83	
訳	白馬 村	619~629	5, 059. 16	
	小 谷 村	601~618,630~636	7, 130. 89	

注 森林の区域は林班により表示。

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

				中位 即價·lla
	区 分	森林の区域	面積	施業方法
	総数		91, 665. 79	
	松本市	$1\sim151, 153\sim180, 233\sim238, 241\sim252,$ $301\sim307, 309\sim312, 314\sim316, 320,$ $321, 326\sim328, 333, 338, 339, 343\sim345,$ $350\sim352, 355\sim357, 361, 366, 368, 369,$ $371, 373\sim386, 388\sim391, 394\sim426$	36, 163. 06	施業方法については、Ⅱ -第3-4 (1) イのと おり。
市	大町市	501~567, 569~581, 588, 589	29, 906. 09	
时村別	塩 尻 市	$1502 \sim 1504, 1508 \sim 1511, 1520,$ $1524 \sim 1532, 1536, 1545, 1549 \sim 1551,$ $1558 \sim 1577, 1579, 1582 \sim 1585, 1589,$ $1592, 1593, 1599, 1603 \sim 1618$	3, 018. 41	
内	安曇野市	201~232	9, 481. 81	
訳	松川村	582~587	926. 83	
	白 馬 村	619~629	5, 050. 21	
	小谷村	601~618,630~636	7, 119. 38	

注 森林の区域は林班により表示。

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

	区 分	森林の区域	面積	施業方法
	総数		89, 962. 42	
市		$1 \sim 151, 154 \sim 180, 233 \sim 235,$ $241 \sim 252, 301 \sim 307, 309 \sim 312,$ $314 \sim 316, 320, 321, 326, 327, 333,$ $343 \sim 345, 350 \sim 352, 355, 356, 368,$ $369, 371, 375 \sim 381, 383 \sim 386,$ $388 \sim 391, 405 \sim 426$	35, 550. 07	施業方法については、 Ⅱ-第3-4 (1) イ のとおり。
町	大町市	501~567, 569~581, 588, 589	29, 921. 40	
村皿	塩尻市	$1524 \sim 1532, 1536, 1549 \sim 1551,$ $1560 \sim 1571, 1604, 1607 \sim 1618$	2, 011. 20	
別内	安曇野市	201~232	9, 383. 33	
訳	松川村	582~587	926. 83	
	白 馬 村	619~629	5, 050. 21	
	小谷村	601~618, 630~636	7, 119. 38	
3/2-		ナ井町17 トル 丰子	1	!

注 森林の区域は林班により表示。

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

				平世 即價 · IId	
	区 分 森林の区域		面積	施業方法	
	総数		39, 544. 10		
	松本市	14, 15, 18, 74, 75, 79~130, 134~137, 141~148, 155, 245~250, 252, 338, 340~342, 402, 403, 405, 406	16, 735. 00	施業方法については、Ⅱ -第3-4(1)イのと おり。	
市町	大町市	502, 505, 508~510, 512~521, 523~526, 528, 532, 533, 537, 538, 540~544, 546~552, 555~557, 559, 561~563, 576~578, 588, 589	15, 129. 64		
村	塩尻市	1536, 1553, 1554	124. 57		
別内	安曇野市	202~213, 215, 220~224, 227	2, 944. 42		
訳	松川村	585	68.60		
	白馬村	621, 623~629	2, 394. 85		
	小谷村	601~603, 607, 608, 610~612, 630~632, 635, 636	2, 147. 02		
汁	*#***	お 班によりま元			

注 森林の区域は林班により表示。

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

				平位. 則惧:na
	区 分	森林の区域	面積	施業方法
	総数		39, 539. 12	
	松本市	$\begin{array}{l} 14,15,18,74,75,79\!\sim\!130,134\!\sim\!137,\\ 141\!\sim\!148,155,245\!\sim\!250,252,338,\\ 340\!\sim\!342,402,403,405,406 \end{array}$	16, 730. 77	施業方法については、 Ⅱ-第3-4(1)イ のとおり。
市町	大町市	$502, 505, 508 \sim 510, 512 \sim 521,$ $523 \sim 526, 528, 532, 533, 537, 538,$ $540 \sim 544, 546 \sim 552, 555 \sim 557, 559,$ $561 \sim 563, 576 \sim 578, 588, 589$	15, 129. 64	
村	塩尻市	1536, 1553, 1554	124. 57	
別内	安曇野市	202~213, 215, 220~224, 227	2,944.42	
訳	松川村	585	68.60	
	白馬 村	621,623~629	2, 394. 10	
	小 谷 村	$601 \sim 603, 607, 608, 610 \sim 612,$ $630 \sim 632, 635, 636$	2, 147. 02	

注 森林の区域は林班により表示。

別表 2 鳥獣害防止森林区域

	7777	72 N 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		単位	面積 : ha
	区 分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面	積
	総数				4, 799. 07
市	松本市	ニホンジカ	49, 140, 164~167, 234~235, 241~252, 377~381, 383, (松)6		2, 925. 82
村	安曇野市	ニホンジカ	230~231		309. 67
別					
内	小 谷 村	ニホンジカ	603~606, 615		1, 563. 58
訳					

- 注1 森林の区域は林班により表示。
 - 2 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。
 - 3 面積は、附帯地等を含む。

別表 2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積: ha

				甲世 則傾 · na
	区 分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	総数			4, 799. 07
市町	松本市		49, 140, 164~167, 234~235, 241~252, 377~381, 383, (松)6	2, 925. 82
村別	安曇野市	ニホンジカ	230~231	309. 67
内訳	小 谷 村	ニホンジカ	603~606,615	1, 563. 58

- 注1 森林の区域は林班により表示。
- 2 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。
- 3 面積は、附帯地等を含む。